

『ケーブルテレビの現状について』

〔2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会〕
第1回会合(平成18年2月22日)総務省資料より抜粋

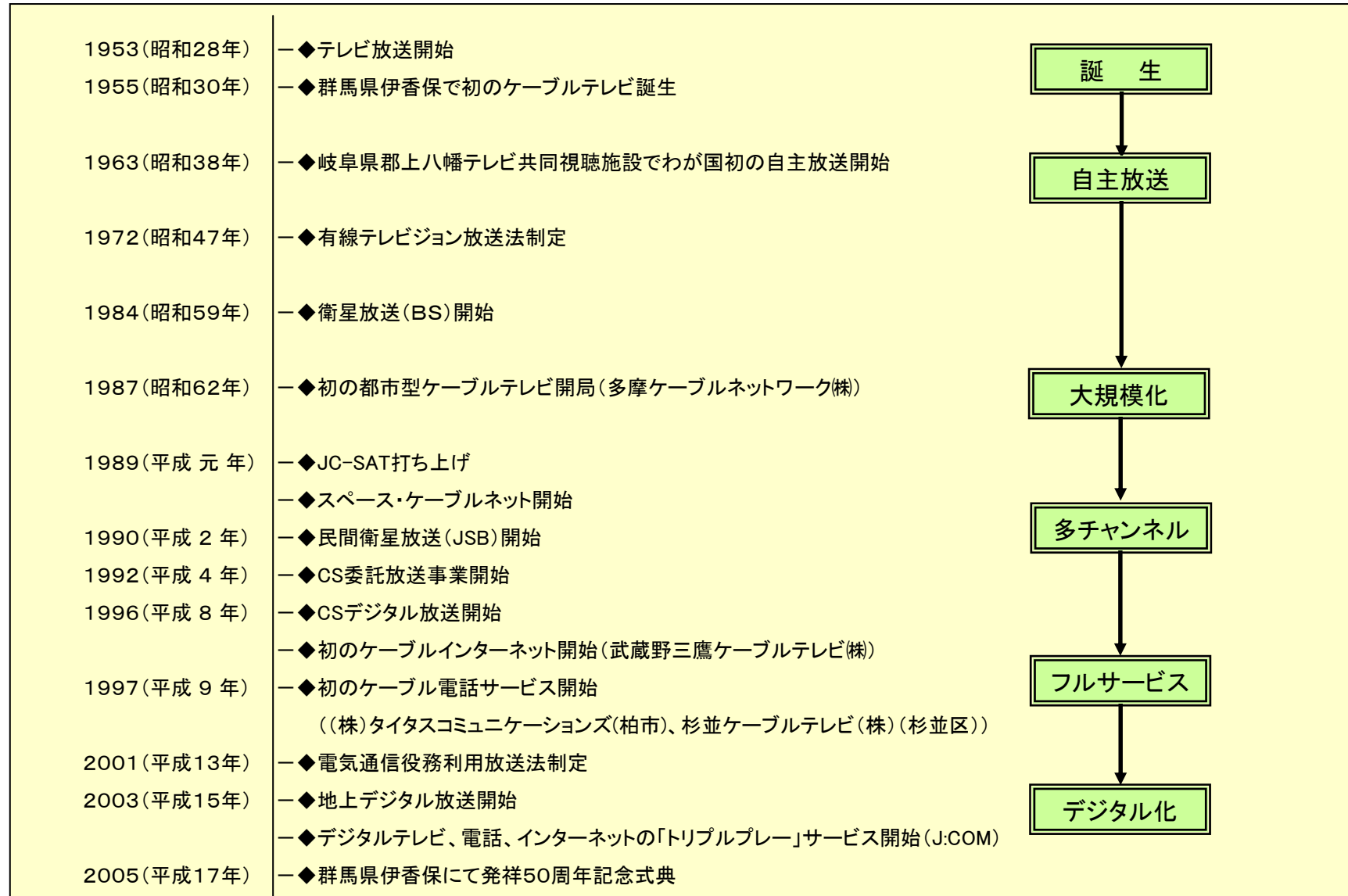
目 次

I ケーブルテレビの概況	2
II ケーブルテレビに関する制度	15
III ケーブルテレビを取り巻く昨今の環境変化	20
(1) 競争の激化	
(2) 地上放送のデジタル化	
(3) 国のICT戦略	
(4) 市町村合併の進展	
IV ケーブルテレビ事業者の動向	43
(1) 地上デジタル放送への対応	
(2) ケーブルテレビ施設の高度化	
(3) 事業者連携の進展	
(4) 地域や自治体との連携	
(5) 区域外再送信	

1 ケーブルテレビの概況

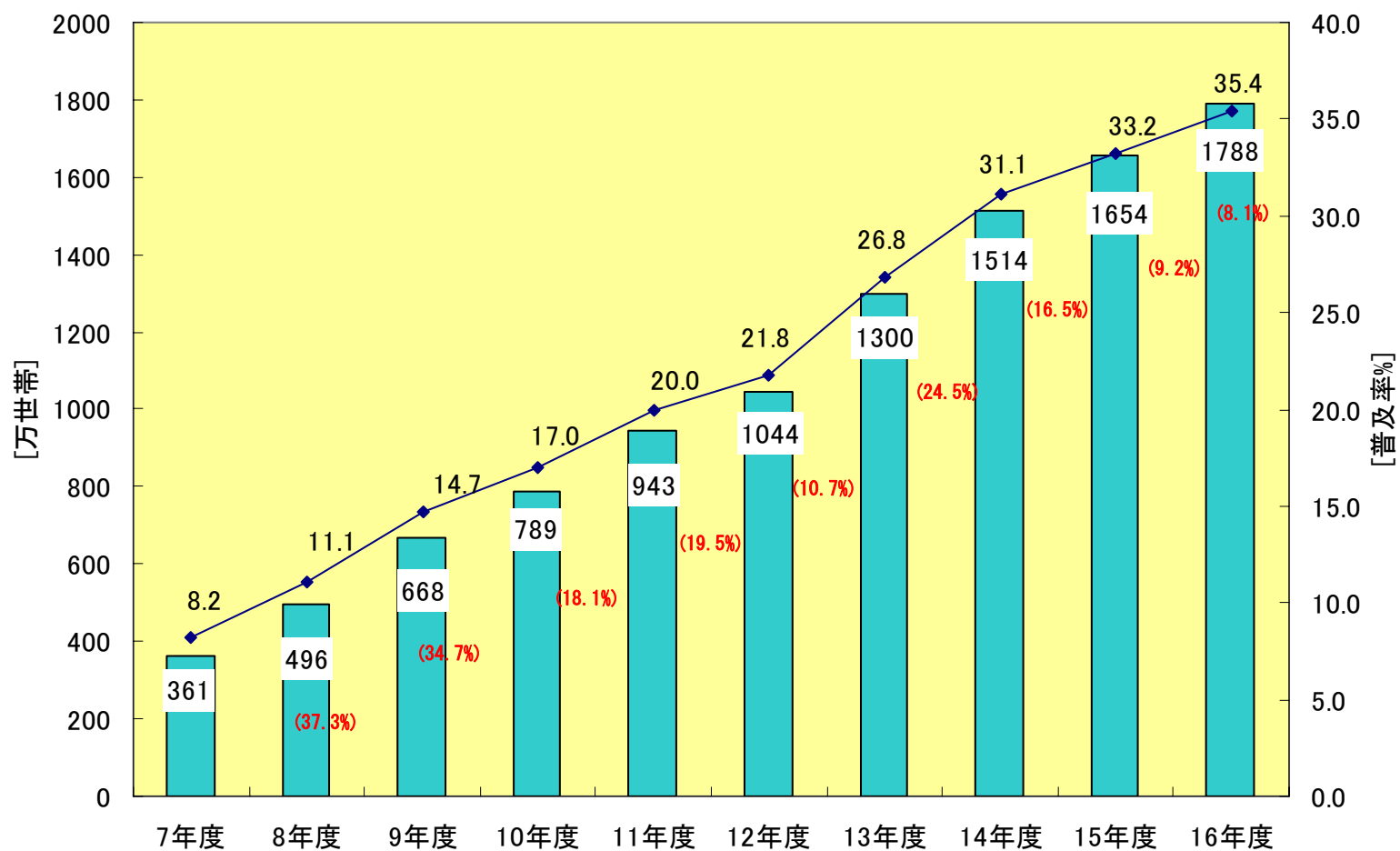
ケーブルテレビの変遷

我が国のケーブルテレビは、発足から50年。多チャンネル放送、地域の自主放送に加え、インターネットサービス、IP電話をはじめとした新しいサービスを提供する事業者も登場。



ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移

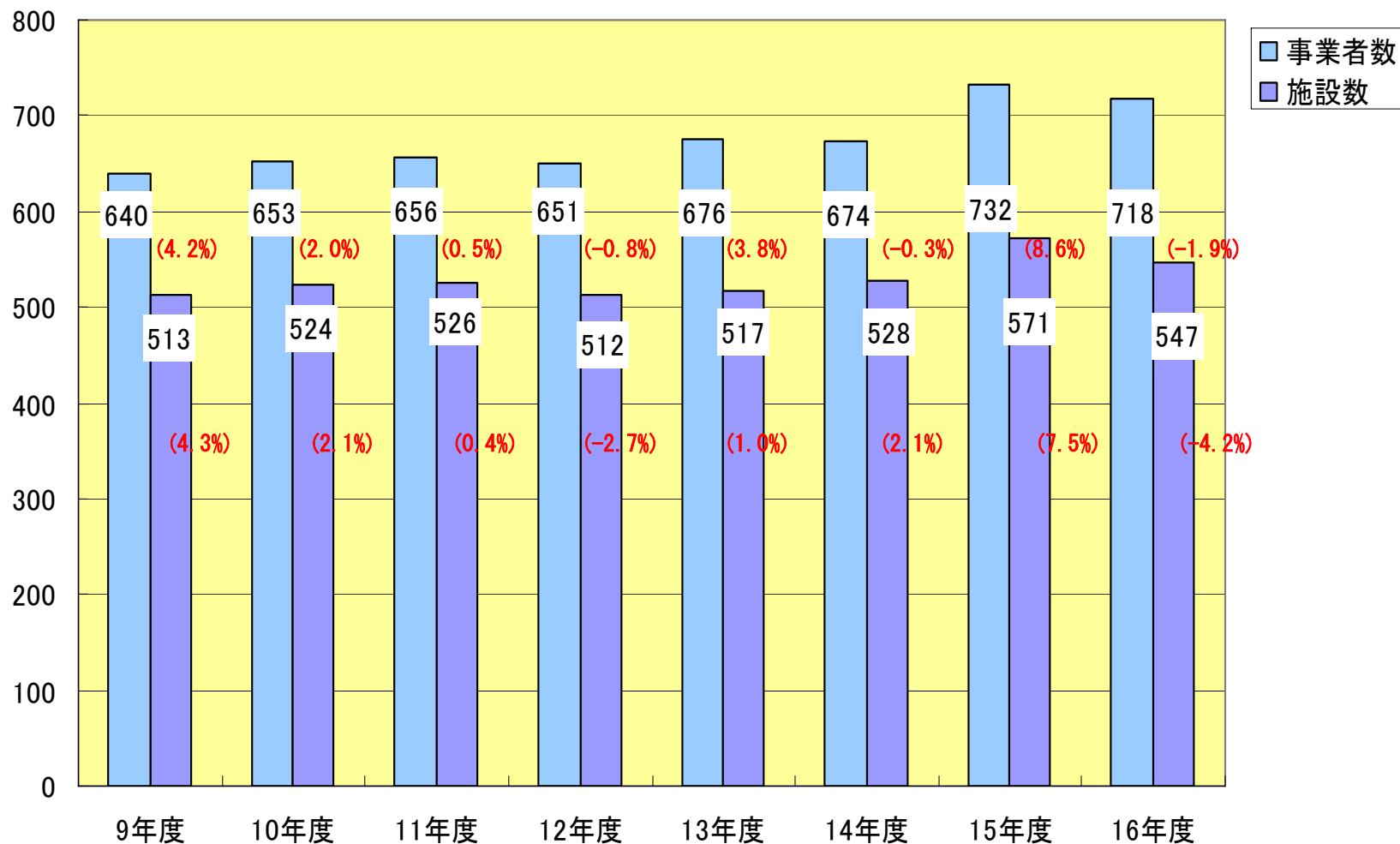
ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加。平成17(2005)年3月末には1,788万世帯、普及率は35.4%となった(自主放送を行う許可施設)。



- ※1 ()内は加入世帯数の対前年度増加率。
- ※2 普及率は、各年度末の住民基本台帳世帯数から算出。
- ※3 10年度以前のデータは都市型ケーブルテレビについてのもの。

自主放送を行う許可施設数・許可施設事業者数の推移

平成17年3月末で、許可を受けた施設数及び事業者数は、それぞれ718施設、547事業者。



※1 年度内の数値。赤字は対前年度増加率。

※2 許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

※3 10年度以前のデータは都市型ケーブルテレビについてのもの。

共同受信(共聴)施設の概要

○都市受信障害対策施設

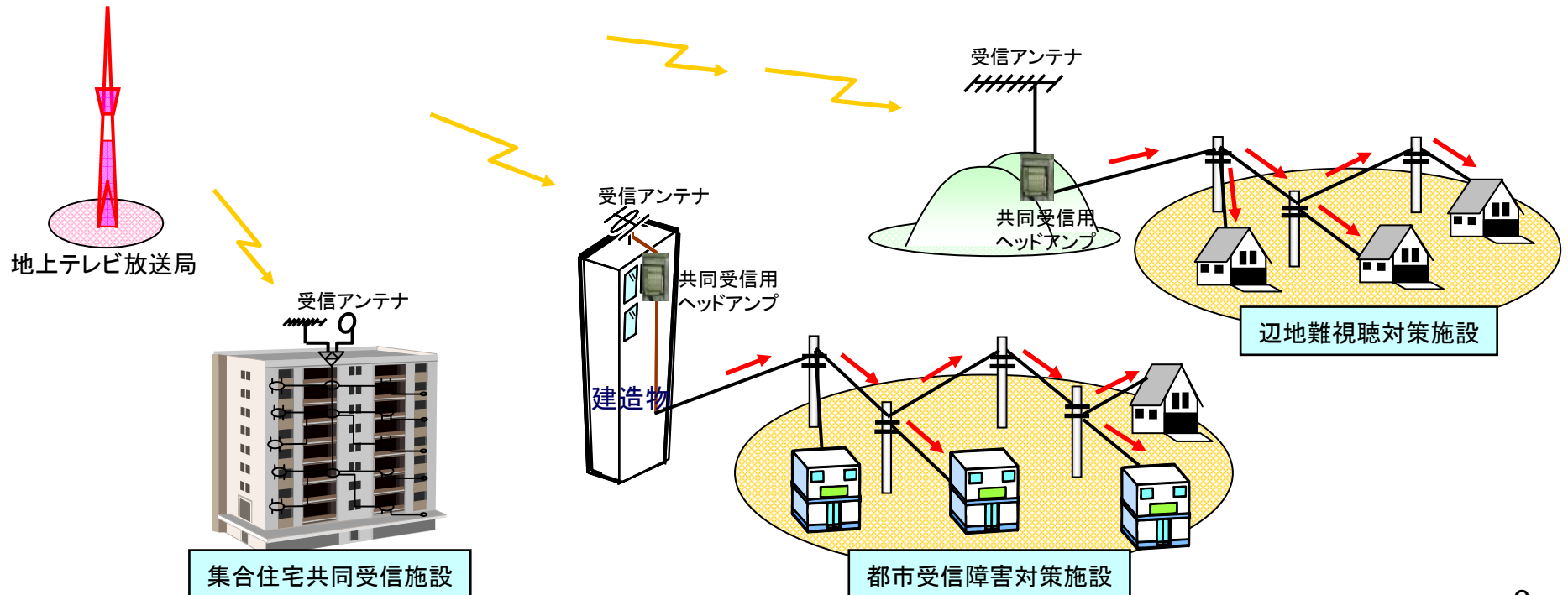
ビル等の建造物で放送電波が遮られて受信障害が発生している地域に障害対策として設置された共同受信施設

○辺地難視聴対策施設

放送電波が山や丘陵によって遮られ受信画質が劣化している地域に対し、難視聴解消対策として設置された共同受信施設

○集合住宅共同受信施設

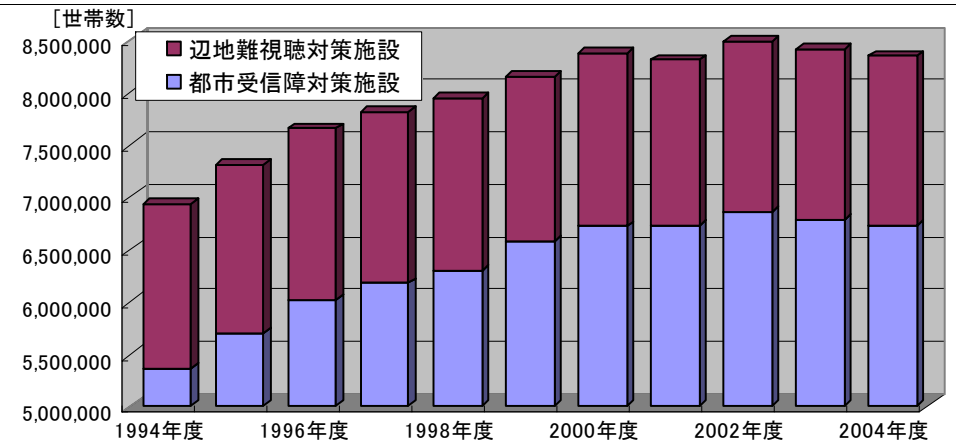
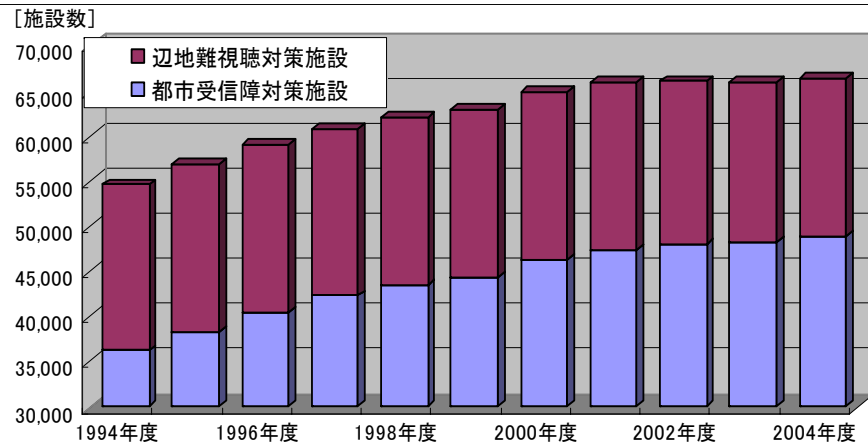
マンション等で放送電波を受信するため共同アンテナを屋上に建て、各室に放送電波を分配するため設置された共同受信施設



共同受信(共聴)施設数・世帯数の推移

年度		1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
施設数	都市受信障害対策施設	36,163	38,299	40,382	42,220	43,416	44,330	46,206	47,321	47,882	48,182	48,727
	辺地難視聴対策施設	18,375	18,455	18,529	18,564	18,571	18,586	18,570	18,530	18,124	17,718	17,507
	合計	54,538	56,754	58,911	60,784	61,987	62,889	64,776	65,851	66,006	65,900	66,234
世帯数	都市受信障害対策施設	5,364,681	5,697,694	6,018,751	6,171,460	6,289,827	6,570,832	6,712,573	6,726,832	6,856,220	6,780,408	6,724,636
	辺地難視聴対策施設	1,564,385	1,603,466	1,627,196	1,635,039	1,641,569	1,568,184	1,650,329	1,573,550	1,623,144	1,621,453	1,612,800
	合計	6,929,066	7,301,160	7,645,947	7,806,499	7,931,369	8,139,016	8,362,902	8,300,382	8,479,364	8,401,861	8,337,436

注: 集計数は各年度末時点

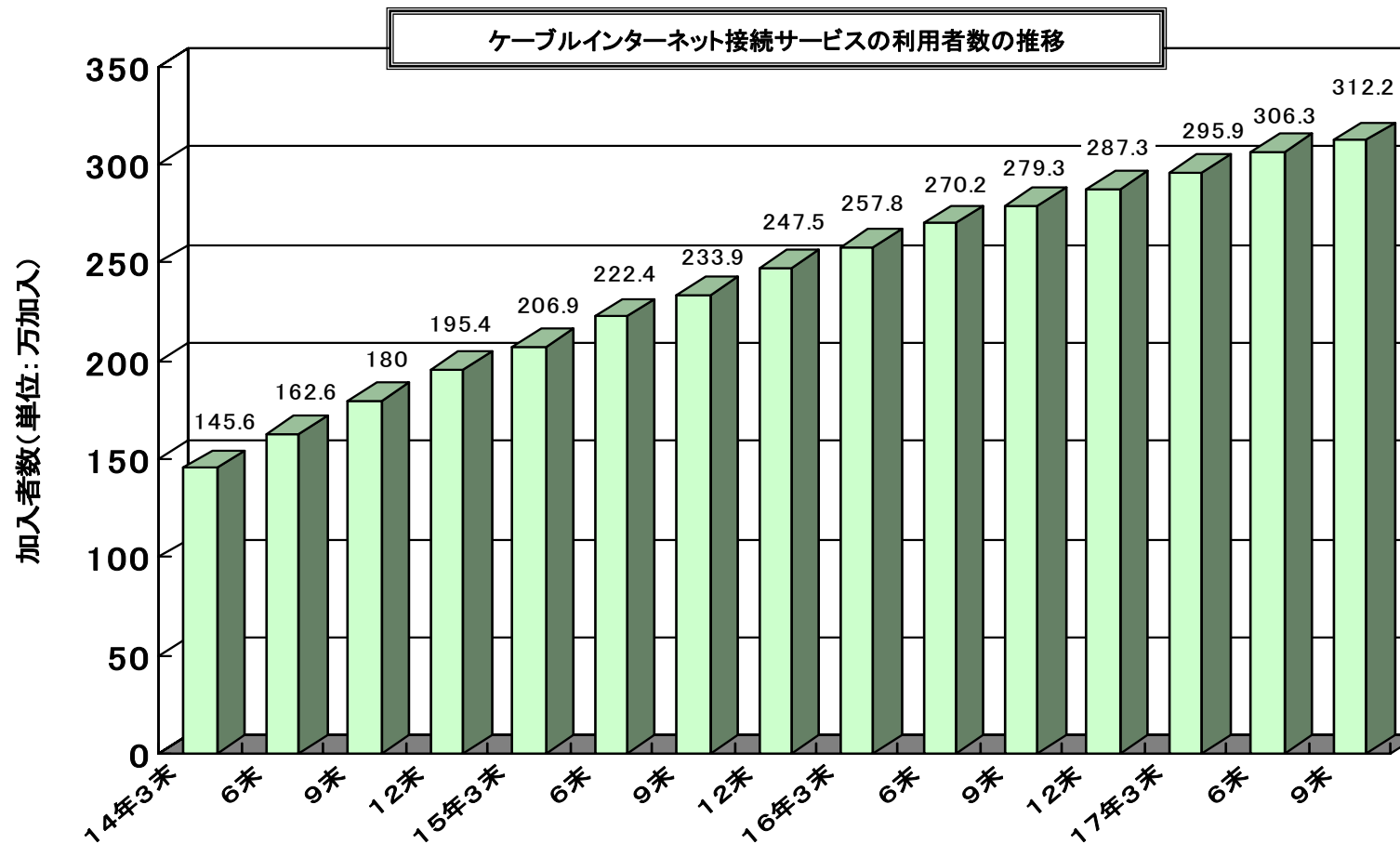


[施設数]

[世帯数]

ケーブルテレビ事業者による通信サービスの状況

- ケーブルインターネットを提供している事業者は380社。利用者数は順調に増加し、312.2万世帯が加入。(平成17年9月末現在)
- 〔○ IP電話サービスを提供している事業者は91社。(平成17年12月末現在)〕



ケーブルテレビ事業者の経営状況

ケーブルテレビ事業者の経営状況は、堅調に推移。平成16年度は、前年に引き続き黒字となった。310社中251社(80.9%)が単年度黒字となり、経営は改善の傾向。

(金額単位 百万円 : 前年比単位 %)

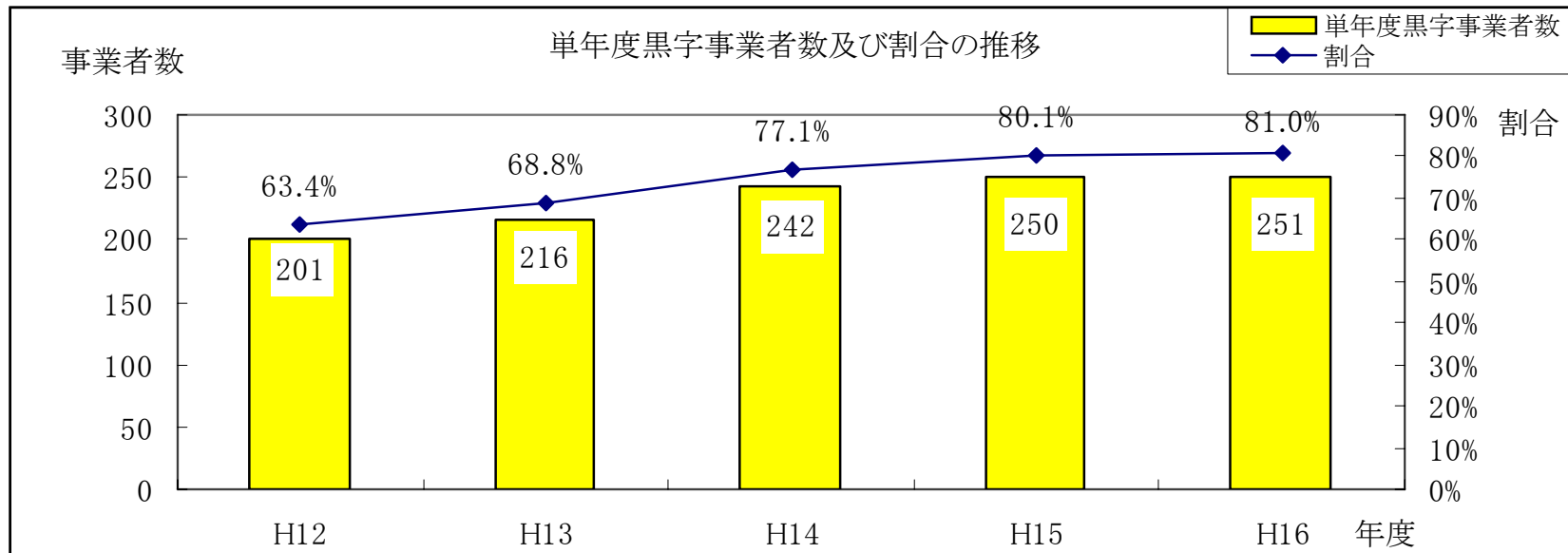
事業の別	区分	事業社数	営業収益 〔前年度比〕	営業費用 〔前年度比〕	営業損益 〔前年度比〕	経常損益 〔前年度比〕	当期損益 〔前年度比〕
全事業の総額		310	506,120 〔105.3〕	446,423 〔100.7〕	59,698 〔159.2〕	44,236 〔176.9〕	26,978 〔235.5〕
	うちケーブルテレビ事業	(312)	353,258 〔106.1〕	324,449 〔106.1〕	28,808 〔105.7〕		

注1 平成15年度以前に開局した有線テレビジョン放送事業者の営業報告書等により、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。

注2 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人310社

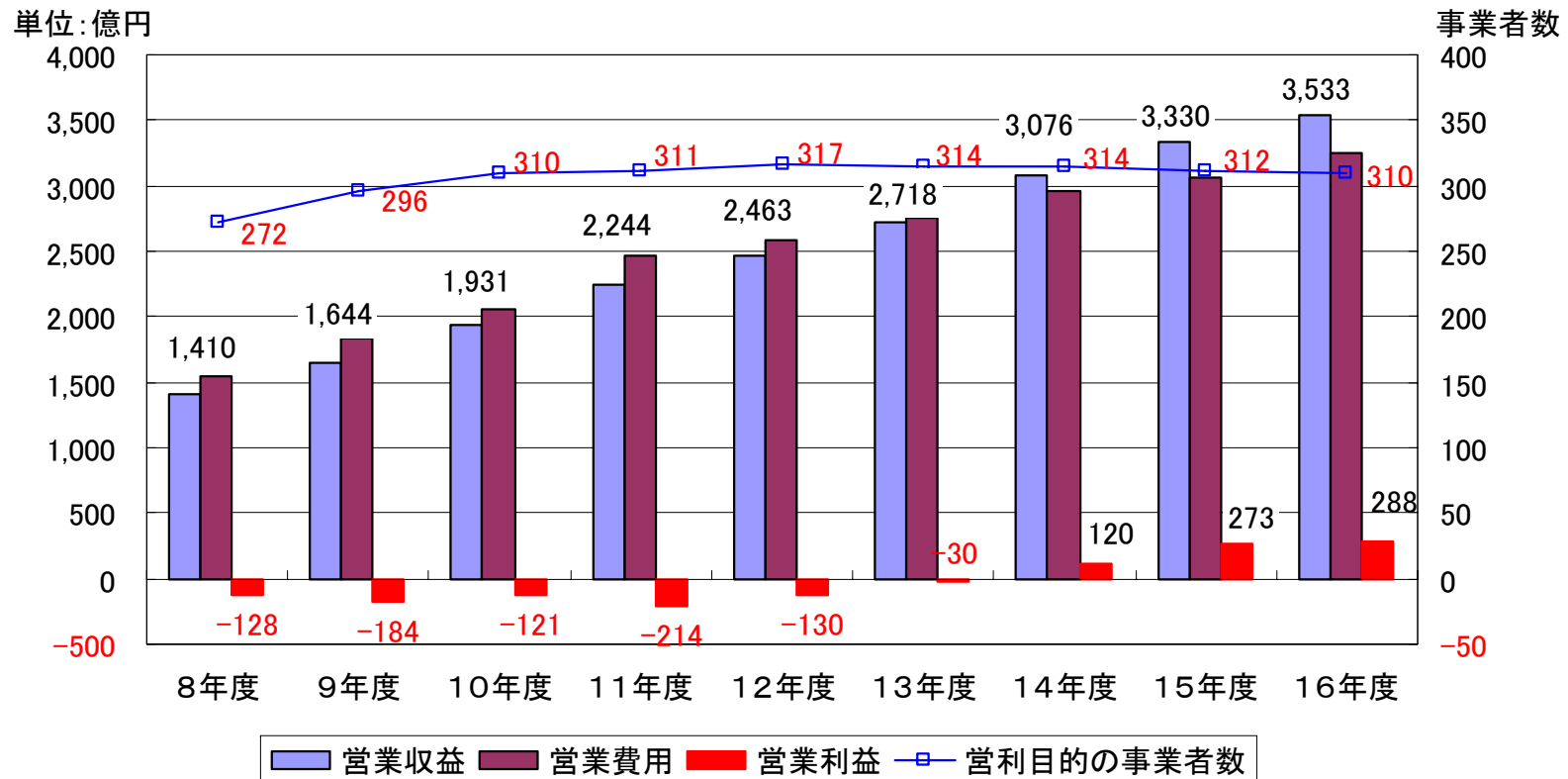
(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

注3 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。



ケーブルテレビ事業の収支状況の推移

ケーブルテレビ事業のみの収支状況は平成14年度から黒字に転換。



注 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人310社
 (許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

過去5年間の経営状況

過去5年間のケーブルテレビ事業者の経営状況の推移を見ると、

- ・ 単年度黒字の事業者数及びその全体に占める割合は増加の傾向
- ・ 累積黒字の事業者数及びその全体に占める割合も増加
- ・ 単年度赤字・累積赤字事業者の比率は徐々に減少、一方で単年度黒字・累積黒字事業者の比率は堅調に増加

【ケーブルテレビ事業者全体の全事業の経営状況の推移】

区分 [事業者数]	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
単赤・累赤	113	97	70	57	58
割合	35.6%	30.9%	22.3%	18.3%	18.7%
単赤・累黒	3	1	2	5	1
割合	0.9%	0.3%	0.6%	1.6%	0.3%
単黒・累赤	120	128	144	143	125
割合	37.9%	40.8%	45.9%	45.8%	40.3%
単黒・累黒	81	88	98	107	126
割合	25.6%	28.0%	31.2%	34.3%	40.6%
計	317	314	314	312	310

注 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人310社
(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

開局後の経過年数と経営状況

平成16年度末時点で事業者の経営状況を開局後の経過年数別に見ると、

- ・開局後5年未満の事業者は、約43%が単年度赤字・累積赤字。
- ・開局後5年以上10年未満の事業者は、約82%が単年度黒字。
- ・開局後10年以上の事業者は、約46%が単年度黒字・累積黒字。

区分	経過年数				計
	3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	
事業者数	13	8	71	218	310
単年度黒字	6	6	58	181	251
割合	46.2%	75.0%	81.7%	83.0%	81.0%
累積黒字	2	2	22	101	127
割合	15.4%	25.0%	31.0%	46.3%	41.0%
単赤・累赤	7	2	13	36	58
割合	53.8%	25.0%	18.3%	16.5%	18.7%
単赤・累黒	0	0	0	1	1
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.3%
単黒・累赤	4	4	36	81	125
割合	30.8%	50.0%	50.7%	37.2%	40.3%
単黒・累黒	2	2	22	100	126
割合	15.4%	25.0%	31.0%	45.9%	40.6%
計	13	8	71	218	310

注 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人310社
(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

ケーブルテレビの経営見通し

2月10日発表：平成18年1月「通信産業動態調査」の結果（速報）

図1 売上高見通し指数の推移

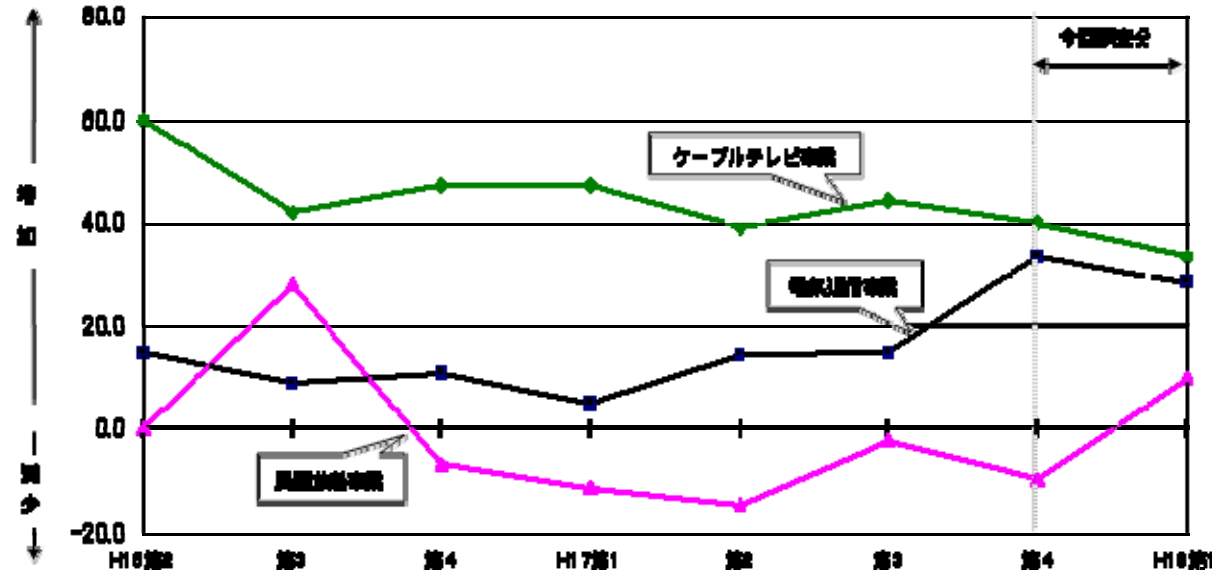


図1 売上高見通し指数の推移

売上高見通し指数(DI)＝「増加すると判断した事業者の割合(%)」－「減少すると判断した事業者の割合(%)」

図2 業況見通し指数の推移

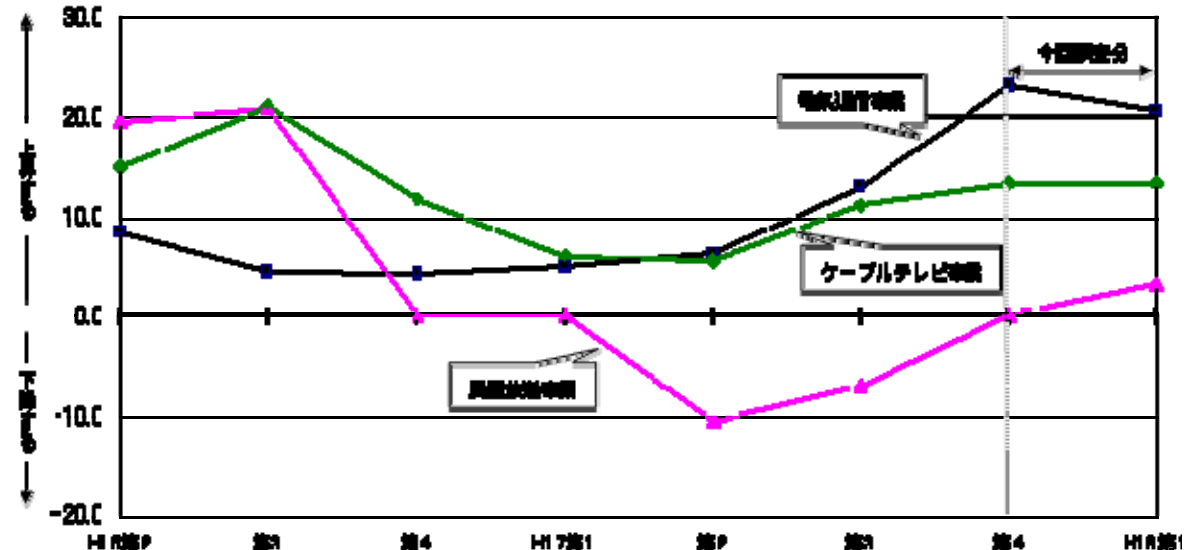


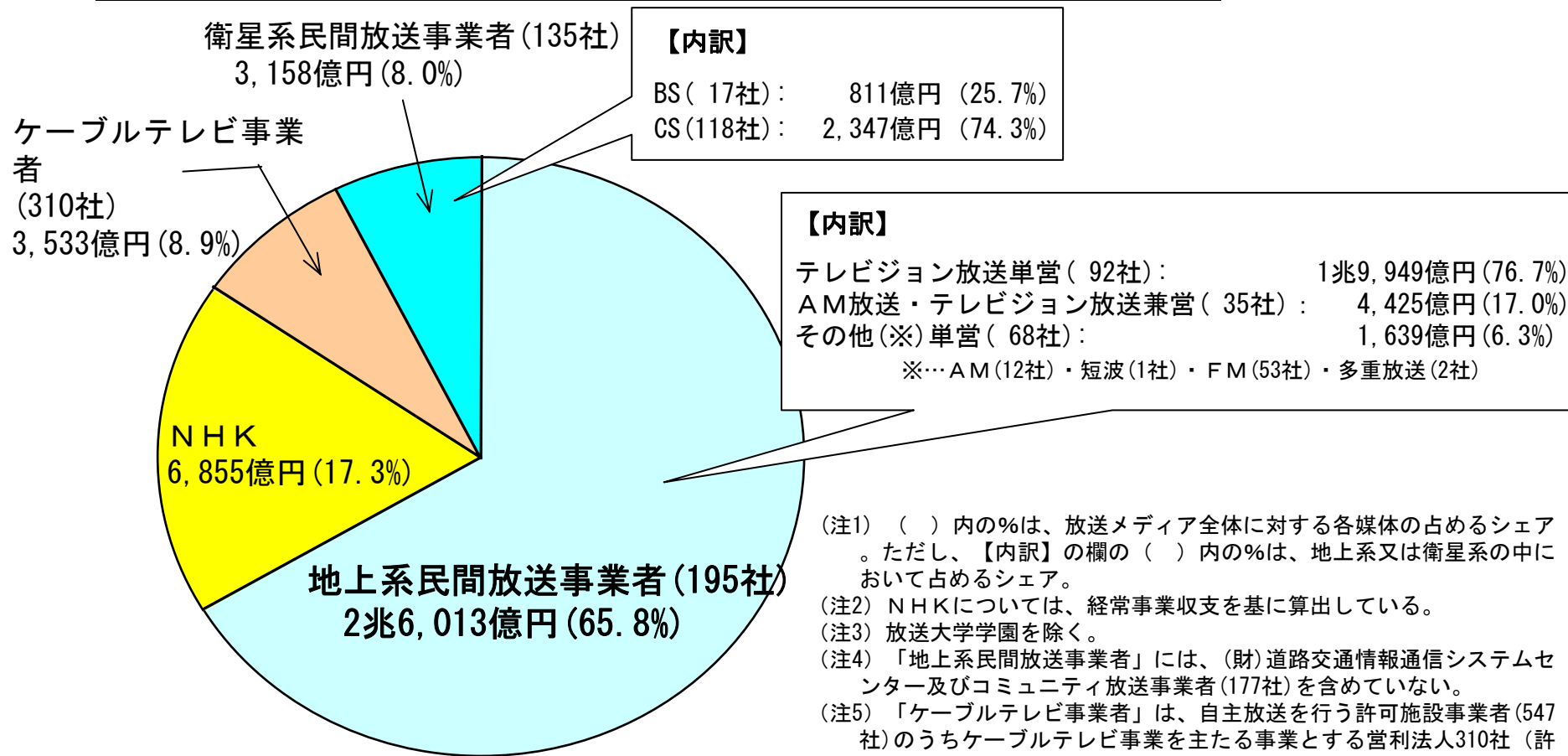
図2 業況見通し指数の推移

業況見通し指数(DI)＝「上昇すると判断した事業者の割合(%)」－「下降すると判断した事業者の割合(%)」

放送メディアの市場規模(参考)

- 放送メディア全体の市場規模は、平成16年度において、3兆9,559億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間放送事業者が65.8%、NHKが17.3%、ケーブルテレビ事業者が8.9%、衛星放送事業者(NHKを除く。)が8.0%を占めている。

放送メディア全体の収入 平成16年度 3兆9,559億円



(注1) () 内の%は、放送メディア全体に対する各媒体の占めるシェア。ただし、【内訳】の欄の()内の%は、地上系又は衛星系の中において占めるシェア。
 (注2) NHKについては、経常事業収支を基に算出している。
 (注3) 放送大学学園を除く。
 (注4) 「地上系民間放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者(177社)を含めていない。
 (注5) 「ケーブルテレビ事業者」は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人310社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む)。

II ケーブルテレビに関する制度

ケーブルテレビに関する法律一覧

	テレビジョン放送		ラジオ放送
	自ら施設を設置する場合	他者の施設を利用する場合	
業務側の規律	有線テレビジョン放送法 *1	電気通信役務利用放送法 *2	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律
施設側の規律		電気通信事業法 *3	
	有線電気通信法 *4		

- *1 引込端子数が500端子以下の施設の場合、施設側の規律について、有線テレビジョン法の適用を受けず、有線電気通信法のみ規律の適用を受ける。
- *2 他者の有線テレビジョン放送施設を利用して有線テレビジョン放送業務を行う者は、有線テレビジョン放送法に規定する業務側の規律のみ適用を受ける。
- *3 施設を*2の者に提供している者は、自ら業務を行う場合と同様に、施設側の規律について、有線テレビジョン放送法及び有線電気通信法の規律の適用を受ける。
- *4 自ら施設を設置している部分については、参入(登録)の際の確認の対象となる。また、自社設備だけでなく提供を受けている他者の設備についても、技術基準適合義務の対象となる。

有線テレビジョン放送法の概要

1 法の概要

- 有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正なものとし、受信者の保護、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ること等を目的として、昭和47年に制定、昭和48年1月から施行されたもの。
- 一定規模を超える有線テレビジョン放送施設(*1)を設置して、有線テレビジョン放送を行おうとする場合、施設の設置について総務大臣の許可を必要とし、設備側について規律するとともに、有線テレビジョン放送業務を行おうとする場合、総務大臣への届出を必要とし、別途、業務側について規律。
- なお、有線テレビジョン放送施設を設置する者は、同時に有線テレビジョン放送業務を行う者であることが予定されているが、自ら施設を設置することなく、他の有線テレビジョン放送施設設置者の施設を利用して、業務の届出のみで有線テレビジョン放送を行うこと（チャンネルリース）も認められているところ。（ソフト／ハード一致型が原則であるが、有線テレビジョン放送施設を利用する範囲内で分離型も認められている。）

2 具体的な規律

【施設側の規律】

- ・施設の設置・変更には総務大臣の許可（*2）
（注）許可の基準
 - 1) 施設計画の合理性・実施確実性
 - 2) 技術基準への適合性
 - 3) 経理的・技術的能力
 - 4) 自然的社会的文化的諸事情に照らした必要性・適切性
- ・有線テレビジョン放送のために設けられた技術基準への適合義務
- ・チャンネルリースを求められた際の提供義務 等

【業務側の規律】

- ・業務を行う場合には総務大臣へ届出
- ・テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたる地域で有線テレビジョン放送を行う有線テレビジョン放送施設者に対し、当該放送の再送信を義務付け（*3）
- ・放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要。それに関して大臣裁定制度を整備
- ・業務区域内での役務提供義務
- ・番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を準用等

*1 引込端子数が500端子を超える施設。なお、500端子以下の場合には、施設面について、有線電気通信法のみ規律の適用を受ける。

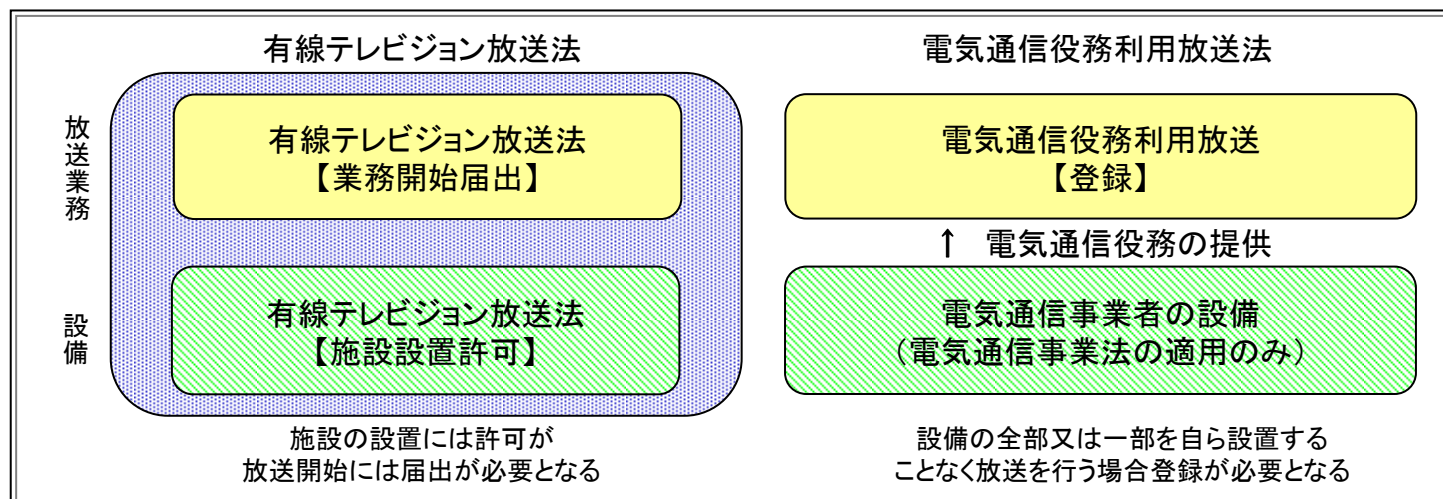
*2 施設計画、使用する周波数、施設の概要を変更する場合にも許可を要する。その他の事項及び軽微な事項と認められている施設の概要を変更する場合には届出を要する。

*3 これまで義務付けされた例なし。

電気通信役務利用放送法の概要

1 法の概要

- 通信と放送の伝送路の融合の進展に対応し、ケーブルテレビ等の設備利用の規制緩和を行うことを目的として平成13年6月に制定、平成14年1月から施行されたもの。
- これにより、ケーブルテレビについては、従来の有線テレビジョン放送法では、許可に基づきソフト（番組）を提供する者がハード（設備）を自ら設置して放送を行うものであったが、本法の適用により、登録に基づきハードの全部又は一部を自ら設置することなく電気通信事業者の設備を利用して放送を行うことが可能となったもの。



2 法の施行の状況

- 平成17年12月末現在、ケーブルテレビ関係については16事業者が登録を行っている
 - ①従来のケーブルテレビの方式を用いて放送を行うケース
 - ・有線テレビジョン放送からの移行～10事業者（ケーブルテレビジョン東京等）
 - ・新規開設～2事業者（オプティキャスト、STNet）
 - ②新たな放送伝送方式（IPマルチキャスト方式）を用いて放送を行うケース
 - ・4事業者（ビー・ビー・ケーブル、KDDI、オンラインティーヴィ、アイキャスト）

最近の制度改正(平成5年以降)

①有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和

- ・地元事業者要件(地元で活動の基盤を有すること)の廃止により、事業者が広域的に事業展開を行うことを全面的に可能とするよう措置。(平成5年12月)

②外資規制等の緩和・撤廃

- ・外資規制について5分の1未満から、3分の1未満に緩和。(平成5年12月)
- ・外国人役員について、代表権を有せず、かつ、3分の1未満は可。(平成9年1月)
- ・第一種電気通信事業を兼営するケーブルテレビの外資規制を撤廃。(平成10年2月)
- ・すべてのケーブルテレビの外資規制及び外国人役員規制を撤廃。(平成11年6月)

③有線テレビジョン放送施設の設置許可等の申請書等の簡素化等

- ・設置許可等に係る手続きの簡素化。(平成5年12月、平成6年12月、平成10年4月)
- ・審査基準の明確化、標準処理期間の設定等。(平成6年10月)
- ・標準処理期間の短縮等。(平成15年1月)

④複数事業計画者間における一本化調整指導の廃止(平成6年9月)

⑤ヘッドエンド共用の実現(平成9年12月)

⑥ケーブルテレビ補完型無線システムの実用化(平成10年9月)

- ・ケーブル敷設が事実上不可能な場合に、ケーブルテレビ局がネットワーク構築の補完的な手段として、基地局から各加入者までの伝送に無線システムを利用することを可能化。

⑦合併・分割等の場合の手続きの簡素化(平成11年6月、平成13年4月)

- ・地位の承継規定を整備し、事業者に合併・分割等があった場合の手続きを簡素化した。

⑧電気通信事業者が提供する電気通信設備等の電気通信役務の利用

- ・公正有効競争の確保を前提として、ケーブルテレビ事業者による電気通信事業者の加入者系光ファイバ網(FTTH)の利用を可能化。(平成10年6月)
- ・電気通信事業者の電気通信役務を利用した有線役務利用放送を制度化。(平成14年1月)

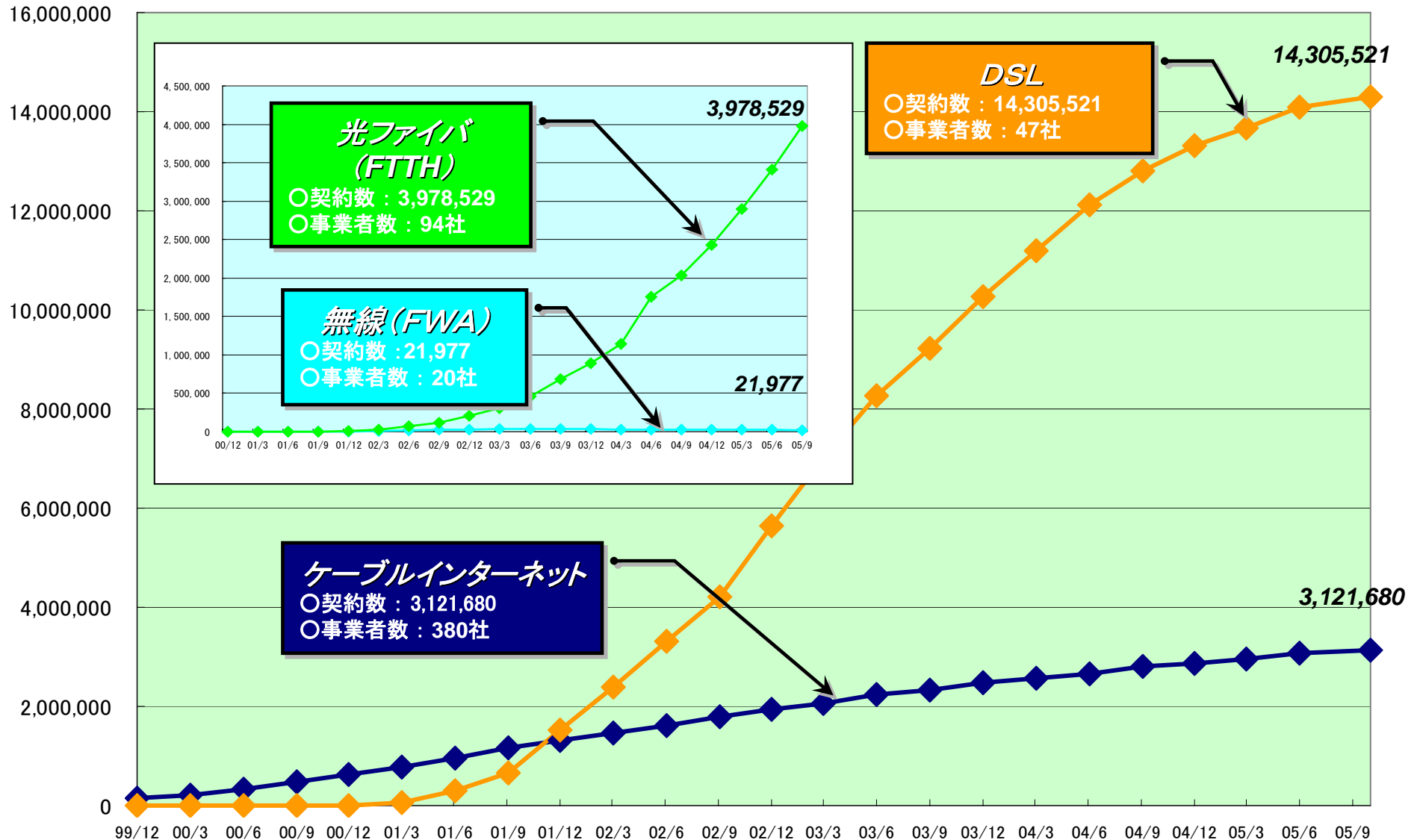
⑨FTTHを用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備(平成17年12月)

III ケーブルテレビを取り巻く 昨今の環境変化

(1) 競争の激化

ブロードバンドインターネット契約数の推移(平成17年9月末現在)

初期はケーブルインターネットがブロードバンドを牽引。その後DSLが普及し、最近ではFTTHの伸びが顕著に。



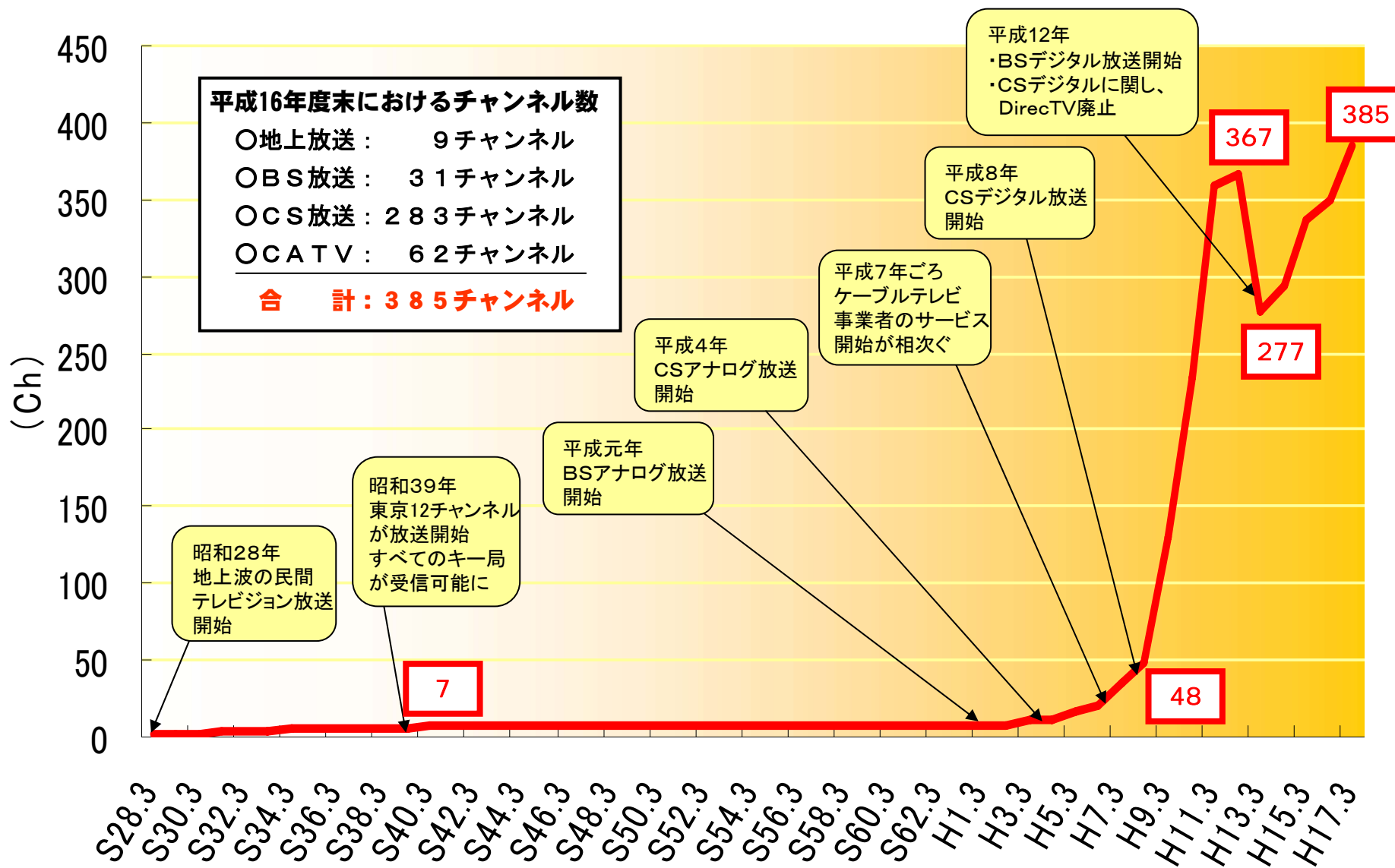
注) 平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。

ブロードバンドサービス比較

	通信速度 (※)	特徴
ケーブルインターネット	最大30Mbps	<p>[実効速度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッドエンドから利用者間の距離（伝送路長）による通信速度への影響はない。 ・概ね数百世帯程度のセルの中の加入者でシェアするため、ユーザの利用状況によって、実効通信速度が低下。 <p>[工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既にケーブルテレビに加入している場合には、加入者宅側での工事は必要無い。
ADSL	最大40Mbps	<p>[実効速度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話局と加入者宅までの距離に実行速度は大きく依存し、2km地点での伝送速度は数Mbpsまで低下。 ・1回線につき1ユーザの構成。 <p>[工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話回線があれば、加入者宅側で工事は無し。
FTTH	最大100Mbps	<p>[実効速度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上り・下りの速度が対象であり、双方向で高速・広帯域通信が可能。 ・1本の光ファイバ（100Mbps）を分岐（32分岐など）し、複数のユーザにサービス提供するため、回線シェアに係わる速度低下が発生することがある。 ・集合住宅の場合には、加入者で回線をシェアすることにより、加入者宅において数十Mbps程度になる場合もある。 <p>[工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築マンション等においては、既に光ファイバが敷設されている場合もあるが、そうでない場合は加入者宅での配線工事が必要。

※ 事業者がサービス提供している代表的なもの。

放送サービスにおける多チャンネル化の状況



注1: 地上波については、東京都で受信可能なテレビジョン放送のチャンネル数

注2: BS、CSについては、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送を足し上げて算出

注3: ケーブルテレビについては、東京都の主要なケーブルテレビ事業者によって提供されているチャンネル数の平均

注4: 重複しているチャンネルがある

電気通信役務利用放送事業者（有線）の登録状況

- 電気通信役務利用放送法は、平成14年1月から施行されており、平成17年12月末現在で16事業者が、有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者として登録。
- 従来のケーブルテレビの方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用している事業者(12事業者)の他、IPマルチキャスト方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用して、全国規模で事業を展開する事業者(4事業者)が存在。

◇電気通信役務利用放送事業者(有線)の登録状況

会社名	登録日	方式	業務区域	参入
ビー・ビー・ケーブル株式会社	H14.7.24	IPマルチキャスト方式	全国	※
東京ベイネットワーク株式会社	H14.9.20	従来方式	東京都江東区等	
株式会社テレビ津山	H15.9.1	従来方式	岡山県津山市等	
KDDI株式会社	H15.10.3	IPマルチキャスト方式	山口県、沖縄県以外の全国	※
株式会社メディアリンク	H15.10.29	従来方式	山口県周南市等	
株式会社ケイ・キャット	H15.11.18	従来方式	近畿地方一帯	
株式会社愛媛シーエーティヴィ	H15.12.26	従来方式	愛媛県松山市等	
株式会社オプティキャスト	H16.2.25	従来方式	東京都23区、大阪府大阪市等	※
株式会社ケーブルテレビジョン東京	H16.3.24	従来方式	東京都港区等	
株式会社オンラインティーヴィ	H16.6.30	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社タウンテレビ南横浜	H16.8.25	従来方式	神奈川県横浜市金沢区等	
株式会社アイキャスト	H17.5.25	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	H17.5.31	従来方式	大阪府大阪市、兵庫県尼崎市等	
東京ケーブルネットワーク株式会社	H17.6.15	従来方式	東京都文京区等	
株式会社STNet	H17.8.5	従来方式	徳島県徳島市等	※
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	H17.9.26	従来方式	奈良県奈良市、京都府宇治市等	

注:参入欄の※は、新規参入事業者を指すもの。それ以外は、有線テレビジョン放送事業者からの移行事業者を指すもの。

IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態

- 電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、IPマルチキャスト方式(※)による放送サービスが4事業者により提供。
- 全国規模で事業を展開し、多チャンネルの放送サービスの他、VODサービス等も提供。
- 上記事業者のIPマルチキャスト方式による映像コンテンツ配信は、電気通信役務利用放送法上は、電気通信役務利用放送として取り扱われている。著作権法上は、ブロードバンドサービス等を用いて受信者がコンテンツの提供を求めることにより初めて自動的に送信されるものについては、放送には当たらず、自動公衆送信に該当するとしている。

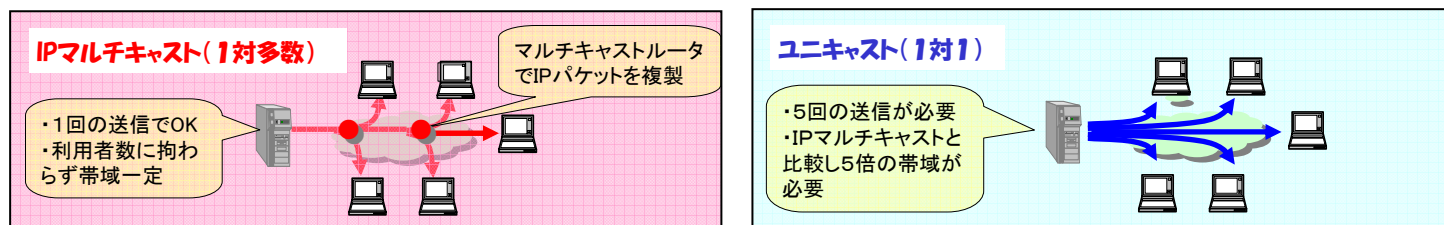
◇サービスの概要

サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容
BBTV	ビーズビーケーブル(株)	H15. 3	ベーシック34ch、無料4ch、アラカルト3ch、 (VODサービス(5000タイトル以上)も提供)
光プラスTV	KDDI(株)	H15. 12	ベーシック25ch、オプション5ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
4 th MEDIA	(株)オンラインティーヴィ	H16. 7	基本25ch、オプション18ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
オンデマンドTV	(株)アイキャスト	H17. 6	ベーシック21ch、 (VODサービス(3000タイトル以上)も提供)

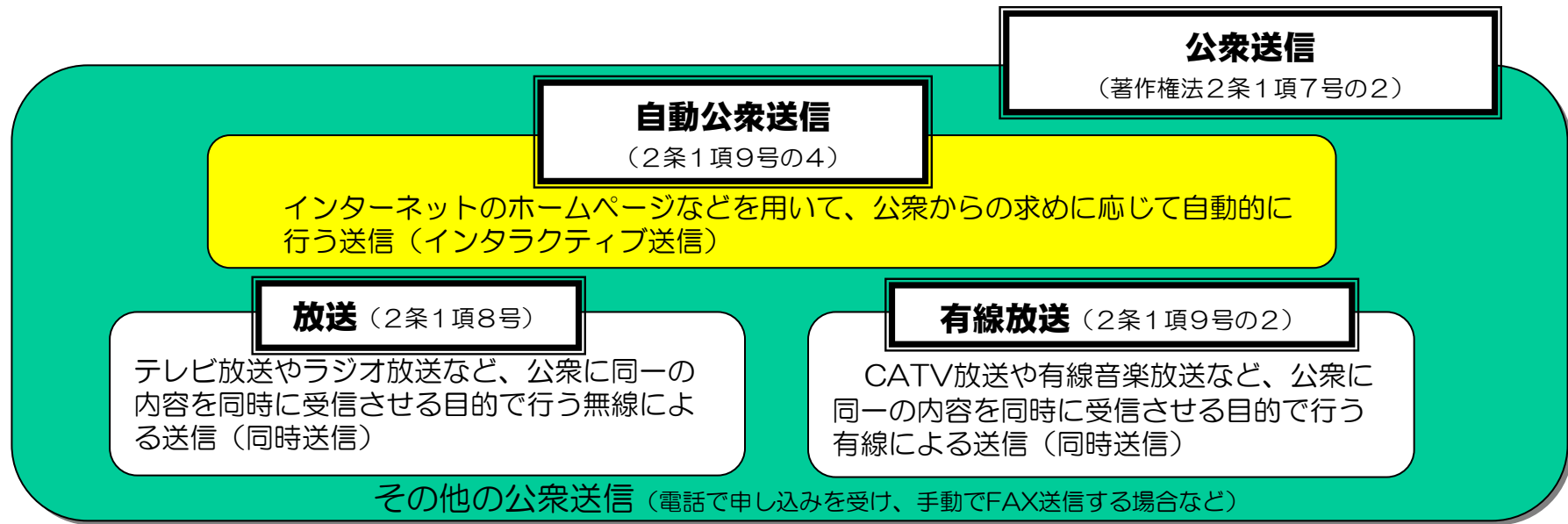
※ IPマルチキャストについて

IPマルチキャストとは、ネットワーク上に配置されたIPマルチキャスト対応ルータにおいてコンテンツ(IPパケット)を複製しながら、指定された複数の利用者に対してコンテンツを配信する技術

【例えば 端末5台に配信する場合】



(参考) 著作権法における「放送」と「自動公衆送信」



○第159回国会における質問主意書に対する回答(内閣衆質159第23号 平成16年3月16日)(抜粋)

「電気通信役務利用放送法上の電気通信役務利用放送と著作権法上の放送等とは、その定義を異にしているところであり、いわゆる**ブロードバンドサービス等を用いて家庭や職場の受信者それぞれがコンテンツの提供を求めることにより初めて当該コンテンツが自動的に送信されるものは、(中略)公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う送信形態ではないことから、著作権法上は、放送には当たらず、自動公衆送信に該当すると考えている。**」

「コンテンツの様々な提供形態を各国における著作権法上どのように位置付けるのかについては、著作権に関する国際条約の規定に基づき整理がなされており、我が国の著作権法もこれに従っている。しかしながら、世界知的所有権機関における放送機関の保護に関する新条約に関する検討の場においても、いわゆるウェブキャストの取扱いが課題として提起されていること等から、**我が国としても、国際的な動向を踏まえつつ、必要に応じ検討すべき課題**であると考えている。」

○情報通信審議会第二次中間答申(平成17年7月29日)(抜粋)

「著作権法と電気通信役務利用放送法は、その趣旨と保護対象等を異にする制度であり、「放送」の内容の解釈についても、それぞれの法の趣旨に照らして異なる結論があり得ることは当然である。しかしながら、**役務放送事業者が、IPインフラを用いて「放送」を行う場合の著作権法上の取扱いについては、政府は早急に検討に着手し、明確化を図るべきである。**」

ブロードバンドネット映像配信事業への進出状況



	提供主体	名称	放送	回線提供	提供形態	サービス概要	主なメディア関係企業との出資・連携等状況
NTT系	NTTコミュニケーションズ	OCNシアター		NTTコミュニケーションズ	CoDen光の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	VOD (100タイトル見放題)	
	アイキャスト	オンデマンドTV	○	NTT東西 (オンデマンドTV)	フレッツ光プレミアム、Bフレッツの契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (21ch)、VOD (約3000本)	・伊藤忠商事が100%出資。
	ワラインティヴィ	4th MEDIA	○	NTT東西 (ぶららネットワークス)	Bフレッツを足回りとするISP (plala等) 契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (50ch以上)、VOD (4~5000本)	・(株)ジュピターTV、(株)東北新社、(株)日本経済新聞社がワラインティヴィの主な出資者。
NCC系	KDDI	光プラスTV	○	KDDI、NTT東西、東京電力	光プラスネットDION又は光ネット電話の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (30ch)、VOD (約4500本)	(株)ジャパンケーブルネットホールディングスの株式を5割弱、取得予定。
	ピー・ピー・ケーブル	BBTV	○	BBテクノロジー	Yahoo! BB光等の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (41ch)、VOD (約5000本)	ソフトバンクBBが100%出資。
	TVバンク	TVバンク		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	ソフトバンク
有線放送系	キャストィ	casTY		TEPCO光 (東京電力)	「TEPCOひかり」ユーザーを対象に映像コンテンツを無料で提供	VOD等	・吉本興業(株)、東京電力(株)が出資
	USEN	GyaO		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	・ギャガ・コミュニケーション ・エイベックス・グループへ出資 ・映像配信でスカイパーフェクト・コミュニケーションズと連携
CATV系	ケイ・キャット	eo光テレビ	○	ケイ・オプティコム (関西電力)	自社HFC網及びケイ・オプティコムの光ファイバを利用して有線役員利用放送、インターネット接続サービス及び電話サービスを提供	多チャンネル放送 (最大約120ch)	関西電力、京阪電鉄、ケイ・オプティコムなどが出資。
	JCOM各社	J:COM TV	○	JCOM	・ケーブルテレビサービスとして単独で提供 ・J:COM NET (インターネット接続サービス) や J:COMPHONE (電話サービス) も合わせて提供	多チャンネル放送 (81ch以上)、VOD(約3500本)	・スミショウ/エルエムアイ・スーパー・メディア・エルエルシー、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーなどが出資。
放送事業者系	フジテレビ	フジテレビ on Demand		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象に、フジテレビ番組、映像コンテンツを提供	VOD	・東宝がフジテレビへ出資 ・WOWOW、スカイパーフェクトコミュニケーションズへ出資
	日本テレビ	第2日本テレビ		限定なし	全インターネットユーザーを対象に、日本テレビの過去の番組を中心に提供。	VOD	・スカイパーフェクトコミュニケーションズへ出資
	TBS	TBS BooBo BOX		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象にTBSグループのテレビ番組や映像コンテンツを提供。	VOD	・USENとブロードバンド放送でのライブ中継で提携 ・WOWOWへ出資。

※各社HP等より総務省作成

トリプルプレイサービスの現状について



サービス名	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービス込みの 基本料金 ※1
ぷらら光 トリプルパック ※ ぷららネットワークス	ぷららフォンfor フレッツ間無料 国内8.4円 (3分間) ※ ぷららネットワークス提供	最大100Mbps ※ ぷららネットワークス提供	多チャンネル放送 (50ch以上)、VOD (4-5000本) ※ オンラインティーヴィ (4thMEDIA) 提供	9,849円 (一戸建) 7,066円 (マンション)
フレッツ光プレミアム※2 (NTT西+OCN+オンデマンドTV) ※ NTT西	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分) ※ OCN提供	最大100Mbps ※ OCN提供	多チャンネル放送 (21Ch、CS番組) VOD (約3,000本) ※ アイキャスト (多チャンネル放送)、オンデマ ンドTV(VOD)提供	8,683円 (一戸建) 7,024円 (集合住宅)
OCN 光 with フレッツ ※ OCN(NTTコミュニケーションズ)	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分) ※ OCN提供	最大100Mbps ※ OCN提供	VOD (100タイトル見放題) ※ OCN提供	8,694円 (一戸建) 6,174円 (集合住宅)
KDDI 光プラス ※ KDDI	光プラス間等無料 国内8.4円 (3分) ※ KDDI 提供	最大1 G b p s ※ KDDI (DION) 提供	多チャンネル放送 (30Ch、CS番組) VOD (約4,500本)、通信カラオケ ※ KDDI 提供	9,555円 (一戸建) 7,245円 (マンション) (KDDIまとめて割引適用時)
ケーブルプラス ※ KDDI + 連携CATV会社	県内8.4円 (3分) 県外15.75円/3分 ※ KDDI 提供	各CATV会社のサービスによる 参考: 最大100~20Mbps ※ 連携CATV会社提供	各CATV会社のサービスによる 参考: 多チャンネル放送(100Ch、地上・BS・CS) など ※ 連携CATV会社提供	各CATV会社により料金は異なる が、JCN千葉の場合、 9,496円
Yahoo BB光 TV package ※ソフトバンクグループ	BBフォン間無料 国内7.875円 (3分) ※ YAHOO BB提供	最大100Mbps ※ YAHOO BB提供	多チャンネル放送 (41Ch、CS番組) VOD (約5,000本) ※ ビー・ビー・ケーブル提供	7,234円 (一戸建) 4,189円 (集合住宅)
J:COM ※ ジェイコム東京	市内8.3円 (3分) J:COM Phone間 5.3円 (3分) ※ ジェイコム東京提供	最大30Mbps ※ ジェイコム東京提供	CATV多チャンネル放送 (81Ch、地上・BS・CS番 組)、VOD (約3,500本) ※ ジェイコム東京提供	11,350円

※1 テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としていますが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。

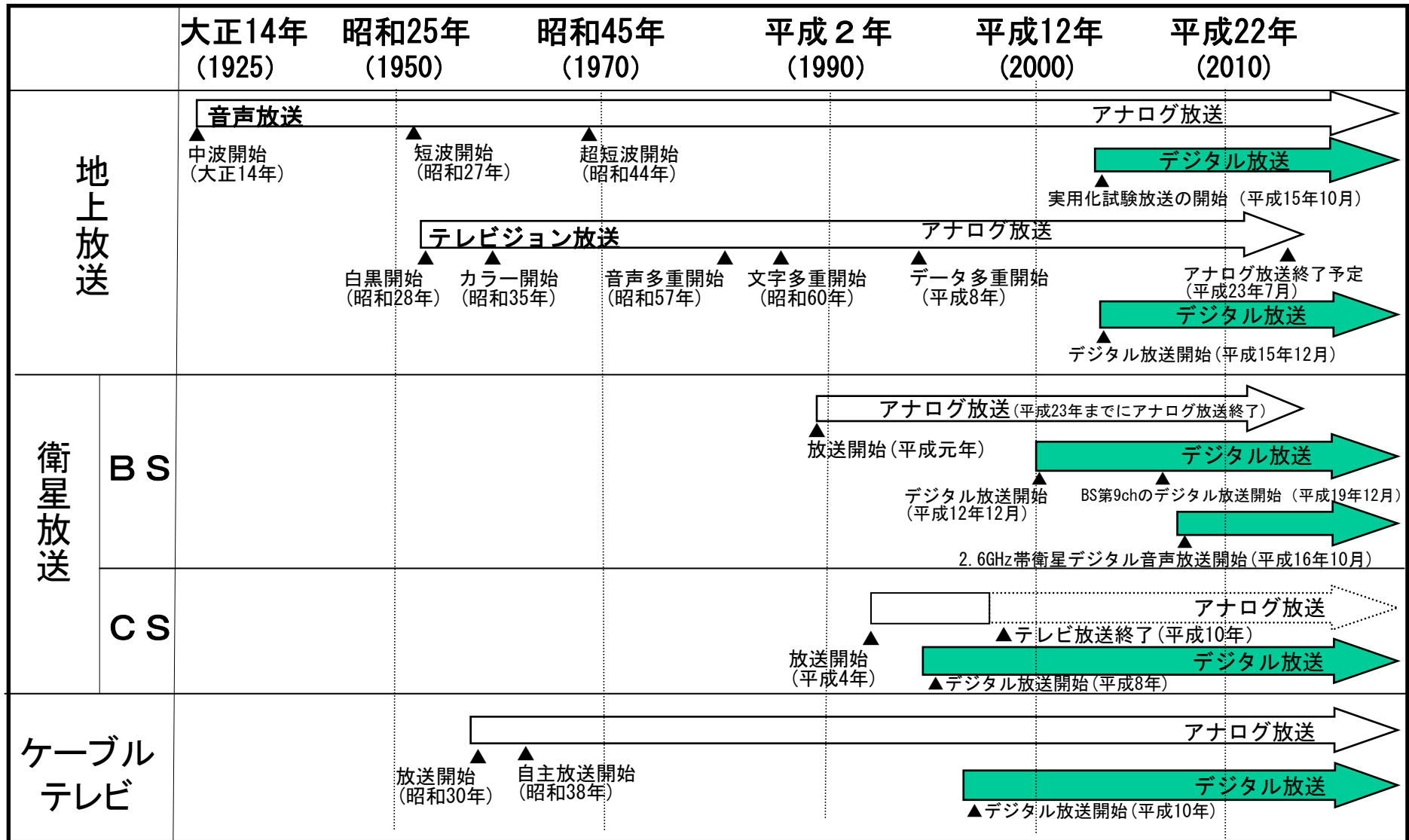
※各社HP等より総務省作成

※2 フレッツ光プレミアムについては、インターネット接続サービス、映像配信サービスについては、他のサービス提供会社を選択可能。

III ケーブルテレビを取り巻く 昨今の環境変化

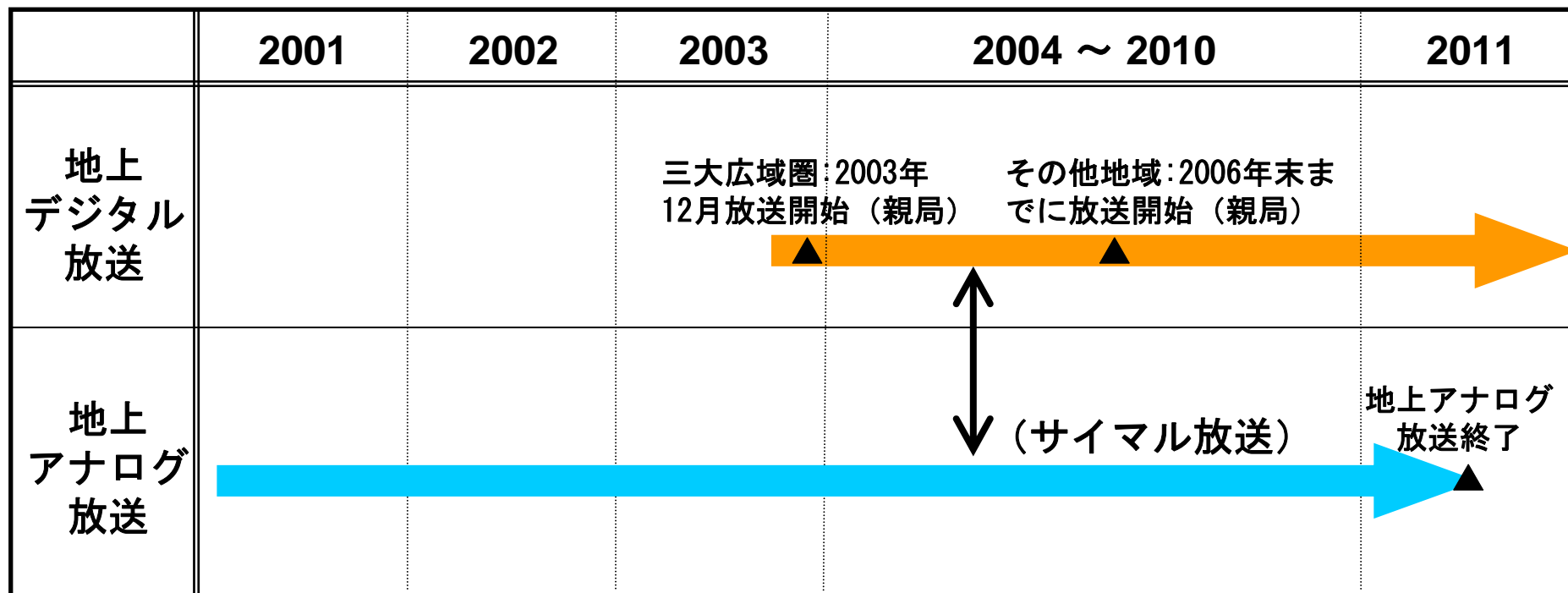
(2) 地上放送のデジタル化

我が国の放送メディアの進展



地上テレビジョン放送のデジタル化のスケジュール

- ① 「三大広域圏（関東、近畿、中京）」については、2003年12月にデジタル放送を開始し、順次エリアを拡大。
- ② 「その他地域」については、2006年末までに各県の県庁所在地等でデジタル放送を開始し、順次エリアを拡大。
- ③ 視聴者保護のため、アナログ放送とデジタル放送のサイマル放送（同時放送）を2011年までの間実施。
（2011年にアナログ放送を終了し、デジタル放送に全面移行。）



情報通信審議会 第2次中間答申(平成17年7月29日)の骨子

～2010年全面移行ミッションの確実な実現に向けて～

1 中継局整備の全体像の明確化

本年中に、可能な限り、小規模中継局を含めた全ての地上波デジタル中継局整備のロードマップを策定・公表

2 IPマルチキャストによる地上波デジタル再送信

(1) 2008年(平成20年)中に、HD品質によって、全国で開始。2008年までに再送信を実施するための仕組みを確立するため、2006年(平成18年)から、都市難視聴解消上の効果の検証等を含め、SD品質において開始

(2) 上記の時間軸を踏まえ、以下を実施

- ① 実証実験による技術・運用面の条件確認 <年度内>
- ② IPマルチキャストによる放送の著作権法上の位置づけの明確化
- ③ 2006年開始の再送信の在り方について検討、結論を得る<年度内>

3 衛星の活用

2007年内に衛星による地上波デジタル再送信の開始が目標

- ① 本年8月を目処に技術条件等を確認する実証実験に着手、年度内に結論
- ② 対象地域等について検討に着手、2006年内に結論

4 「コピーワンス」等、著作権保護の運用を見直し

「コピーワンス」(基本的にダビング不可。)等、デジタル放送の著作権保護の仕組みの運用を見直す方向で、本年9月に放送事業者、メーカー等関係者で検討に着手、年内目処に結論

5 アナログ受信機に係る周知

本年内の開始を目途に、アナログ受信機に、2011年7月24日以降、単独では使用不可となる旨を告知するシール貼付に着手

地上テレビジョン放送のデジタル化の状況



① 視聴可能世帯数

2003年12月、三大都市圏(関東・中京・近畿)において放送開始。2005年12月、青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・栃木・埼玉の県域局が放送開始

2005年12月、全放送事業者の2011年までに整備される中継局のロードマップを公表

○直接受信: **24都府県*** 約**2,840万世帯**(全世帯の約60%)

(昨年12月現在)

※青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、富山、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

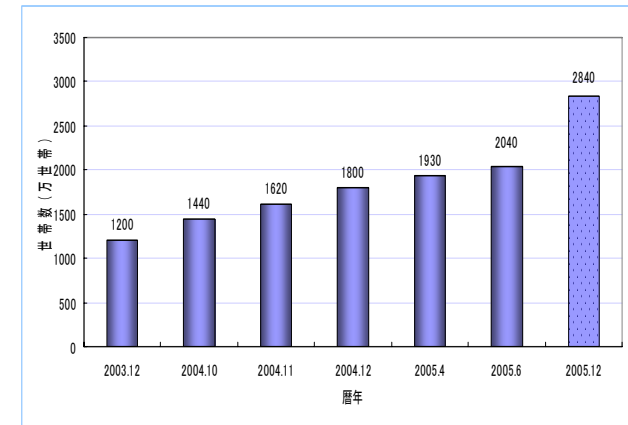
○ケーブルテレビ経由: 約**1,230万世帯**

(2005年12月末現在: (社)日本ケーブルテレビ連盟調べ)

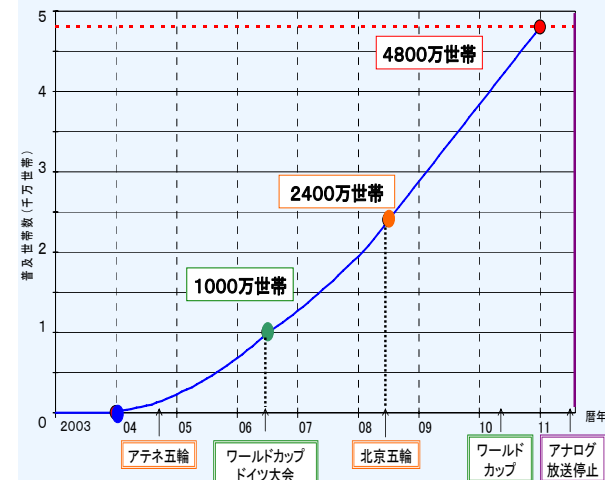
② 地上デジタル放送受信機台数

約**51万台**(開始前) → 約**840万台**(2005年12月末) (JEITA調べ、日本ケーブルラボ調べ)

【直接受信可能世帯数の推移】



【地上デジタル放送用受信機の普及目標】



デジタル放送推進のための行動計画(第6次)

(平成17年12月1日 地上デジタル推進全国会議)
＜ケーブルテレビ事業者関係＞

1 中継局ロードマップの策定・公表をはじめとする関係者の具体的取組等

(2) 各関係者の具体的取組

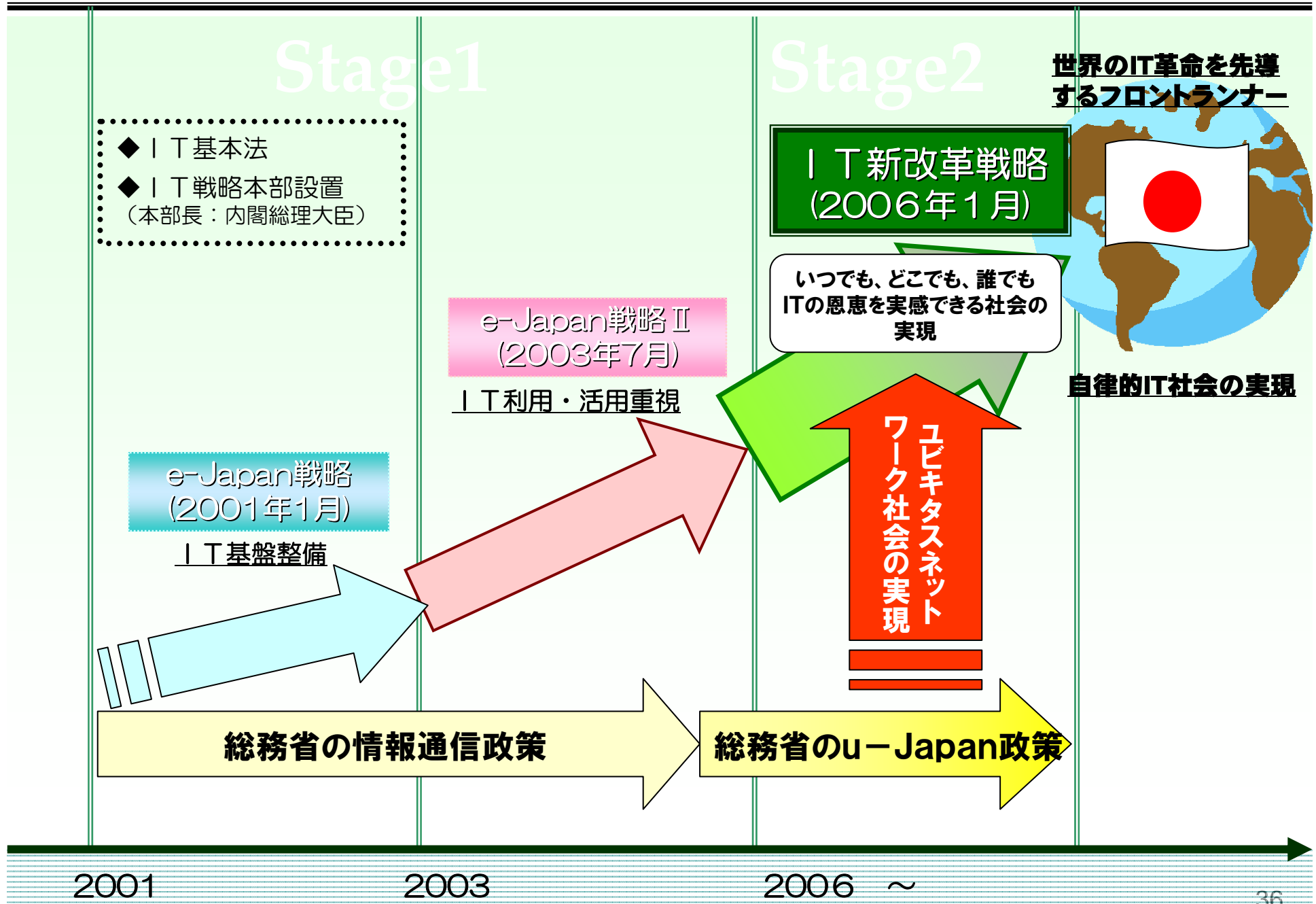
オ ケーブルテレビ事業者

- ① ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、HITS(Head-end In The Sky)の導入、小規模共聴施設の統合を促進すること等により、衛星デジタル放送のデジタル再送信の拡充を図るとともに、業務区域内における地上デジタル放送の開始に伴い可能な限り早期のデジタル再送信を図る。
- ② 2004年7月に改訂されたケーブルテレビ事業者による地上デジタル放送の普及目標を踏まえ、地上デジタル放送のデジタル再送信を進める(2005年9月末現在:1,150万世帯)。
また、2005年度中を目途に、地域毎のケーブルテレビによる地上デジタル放送再送信予定のロードマップを策定し、公表する。
- ③ ケーブルテレビの普及目標(図4)
 - i) 普及目標の考え方
ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式又はパススルー方式のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。
 - ii) 設定する普及目標
 - (a) 最終普及目標
 - ・ 2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯(予測;最大約2,300万世帯)において視聴可能
 - (b) 当面の普及目標
 - ・ 2006年のワールドカップドイツ大会の時点において、三大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち1,200万世帯で視聴可能
 - ・ 2008年の北京オリンピックの時点において、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち1,750万世帯で視聴可能
- ④ 地上デジタル放送再送信の仕様の策定を踏まえ、同仕様に対応したケーブルテレビ用セットトップボックスについて、メーカーは需要に応じた出荷を継続するとともに、ケーブルテレビ事業者はその積極的な導入を図る。

III ケーブルテレビを取り巻く 昨今の環境変化

(3) 国のICT戦略

我が国のIT戦略の歩み



IT新改革戦略の概要

ITの構造改革力の追求

— ITによって日本社会が抱える課題を解決—

ITによる医療の構造改革

◆レセプトの100%オンライン化

ITを駆使した環境配慮型社会

◆ITでエネルギーや資源の効率的な利用

世界に誇れる安全で安心な社会

◆地上デジタルによる災害情報提供で被害軽減

世界一安全な道路交通社会

◆ITSを活用し交通事故を未然防止

世界一便利で効率的な電子行政

◆オンライン申請率50%達成

IT経営の確立による企業の競争力強化

◆ITによる部門間・企業間連携の強化

生涯を通じた豊かな生活

◆テレワーク、eラーニングの活用

IT基盤の整備

— ITの構造改革力を支え、ユビキタスネットワーク社会への基盤を整備—

ユニバーサルデザイン化されたIT社会

◆誰もが安心利用し、恩恵を享受できるIT開発推進

デジタル・ディバイドのないインフラ整備

◆いつでも、どこでも使えるユビキタス化

世界一安心できるIT社会

◆不正アクセス等サイバー犯罪の撲滅

次世代を見据えた人的基盤づくり

◆教員一人1台のPC、モラル教育の推進

世界に通用する高度IT人材の育成

◆高度IT人材育成機関の設置等

次世代のIT社会の基盤となる研究開発の推進

◆中長期的な技術戦略の策定

世界への発信

— 構造改革力追求の世界への発信と国際貢献—

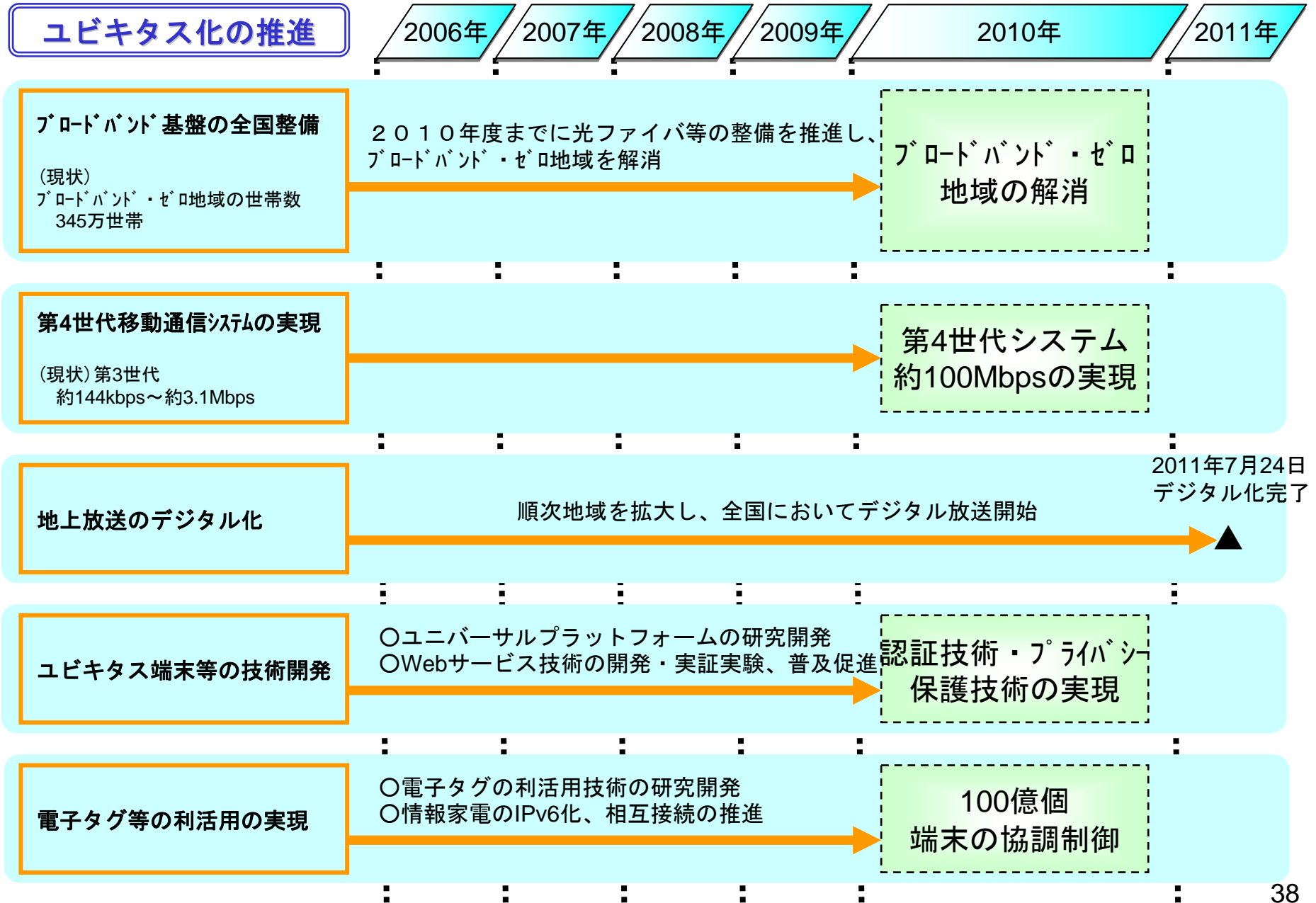
国際競争社会における日本のプレゼンス向上

◆世界の一翼を担う情報ハブ

課題解決モデルの提供による国際貢献

◆ITによるアジア諸国等への貢献

デジタル・ディバイドの解消



(参考)フロントランナーとなるためのインフラの条件

(全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会 最終報告(総務省 平成17年7月15日)より)

欧米韓における光ファイバ化へ向けた事業者の取組み、政府としての積極的取組み等の動向を踏まえ、2010年に向け、「フロントランナー に相応しいインフラの4条件」を抽出したところ、以下のとおり。

フロントランナーに相応しいインフラとして求められる具体的事項

1. 高速化

- 遠隔教育、遠隔医療等、高解像度な映像によるコミュニケーションを実現可能にするために上り方向を含めた双方向の高速化が必要。
- 下り100Mbps、上り30Mbps以上のサービスが提供できるインフラが、望めば誰でも利用できることが必要。
- 10Mbps~50Mbpsの安定的な提供が必要。
- 光ファイバを中心としたブロードバンド・インフラ整備と普及(加入率) 推進が必要。
- FTTHのギガビット化が必要。
- 「いつでも、どこでも、誰でも」を実現するユビキタス・サービスを展開するために十分な速化が必要。

2. ユーザの利用環境・ユビキタス化

- 100%の人が時間・場所を問わず利用したいときに何らかの高速インフラを利用可能な環境が整っていることが必要。
- ユビキタスネットワーク社会及び通信・放送の融合に対応する等、ユーザがブロードバンドを利用しやすくなるような環境・仕組みづくりが必要。
- 料金、手続き、工事等の面でブロードバンド加入に対する障壁が少ないことが必要。
- 映像通話、テレビ電話、医療・教育等の公共サービス等、生活に密着した利便性のある関連サービスが充実していることが必要。
- 高齢者に対するPC教育、非PC端末の利用等により、潜在的なユーザの裾野を拡大することが必要。

3. セキュリティ、安全・信頼性

- 今後、日常生活やビジネスを支えるライフラインとして利用されていくため、品質やセキュリティ(不正アクセス、プライバシー)に優れ、安全・安心に利用できる必要。
- ネットワーク運用拠点の分散化、電源確保等により、災害時に強いインフラであることが必要。
- ネットワークの冗長化等により、耐障害性が強化されていることが必要。

4. ネットワーク特性

- 第4世代への展開等、移動体通信の重要性が今まで以上に増していく中で、固定通信とシームレスに接続可能な環境を有していることが必要。
- 多様化・大容量化するアプリケーション、サービスに対応するため、状況に応じた帯域設定が可能となる等の柔軟性を有していることが必要。
- IP技術、光波長多重技術の採用等により、コストパフォーマンスの高いインフラであることが必要。
- ブロードバンド利用者の増加や電子政府、遠隔医療、遠隔教育等の高度利用の進展に伴い、今後もインターネット通信量は暴発的に増加。こうしたインターネット通信量の急増に備えたバックボーンの強化が必要。(「次世代バックボーンに関する研究開発」を平成17年度より推進)

デジタル・デバイドの解消

① デジタル・デバイドが解消され、100%の国民が高速又は超高速のブロードバンドを利用できる環境が整備されていること。

情報発信に強いより高度なブロードバンドの普及

② 高度アプリケーションでの利用や大容量コンテンツの発信等情報発信にも強い、上り30Mbps級以上のより高度なブロードバンドが広く利用可能となっていること。

フロントランナーに相応しいインフラの4条件

利用の高度化

③ いわゆるトリプルプレー等の多様なサービスに対応できる、利用率の高いインフラであること。

安全・安心なインフラ

④ 品質やセキュリティに優れ、災害・障害に強く、ユーザが安全・安心に利用できるインフラであること。

(参考)次世代ブロードバンド環境の整備目標とその意味

(全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会 最終報告(総務省 平成17年7月15日)より)

「フロントランナーに相応しいインフラの4条件」を踏まえ、国としての新たな数値目標として、デジタル・ディバイド解消に関する目標と、世界最先端のブロードバンド整備に関する目標の2点から成る「次世代ブロードバンドの整備目標」を、以下のとおり本研究会として提唱。

次世代ブロードバンド環境の整備目標

① デジタル・ディバイドの解消に関する目標

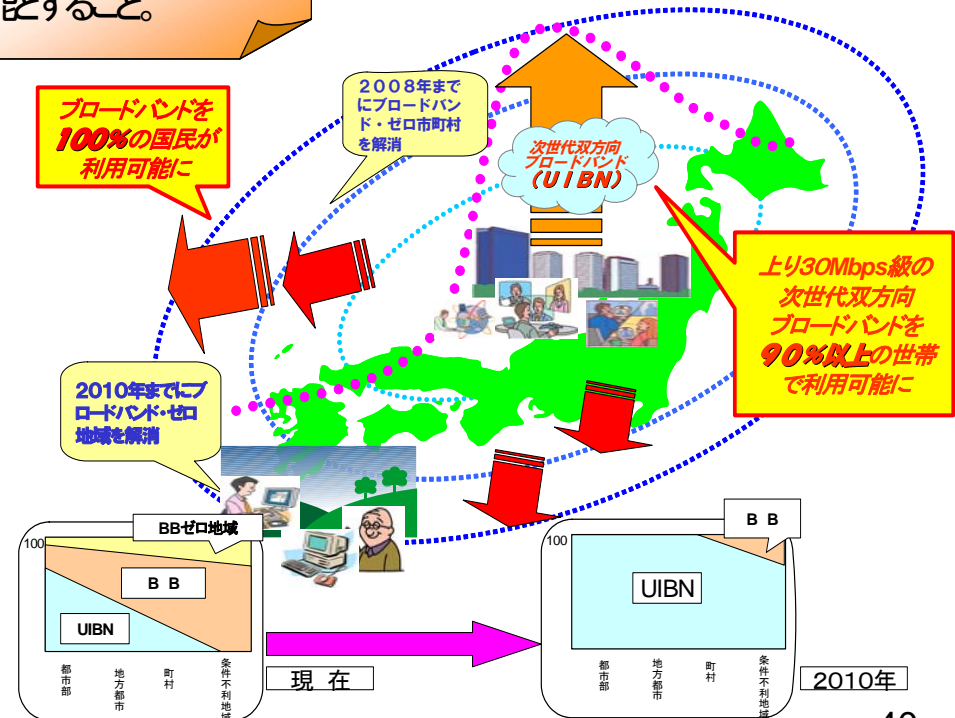
2008年までにブロードバンド・ゼロ市町村を解消、
2010年までにブロードバンド・ゼロ地域を解消すること。

② 世界最先端のブロードバンド整備に関する目標

2010年までに次世代双方向ブロードバンド(上り30Mbps級以上)を90%以上の世帯で利用可能とすること。

- 注1 「ブロードバンド・ゼロ市町村」とは、域内にブロードバンドを利用できるエリアが全くない市町村を指す。
注2 「ブロードバンド・ゼロ地域」とは、市町村の一部である空白地帯を含め、ブロードバンドが利用できない地域全体を指す。

2つの整備目標の関係



Ⅲ ケーブルテレビを取り巻く 昨今の環境変化

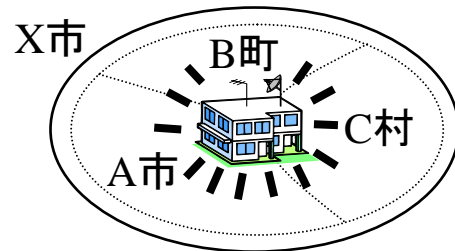
(4) 市町村合併の進展

市町村合併の進展

地方分権の推進、少子高齢化の進展、広域的な行政需要の拡大等を背景として、市町村合併が進展。 ◆市町村数 3, 232(平成11年3月末) → 2, 012(平成18年2月13日現在)

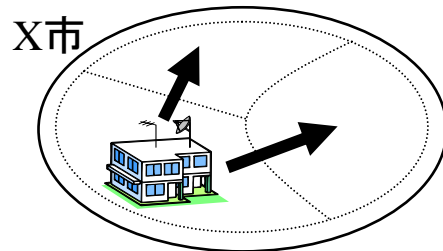
市町村合併とケーブルテレビ

■ケーブル施設がない場合 ～ケーブルテレビ施設の新設



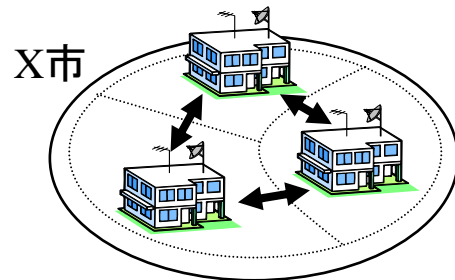
- 市町村合併の“目玉事業”
 - 市町村合併の大きな課題である“地域の一体性”の醸成
 - 地域公共ネットワークとしての活用
- 【課題】 整備資金の調達

■一部の市町村にケーブル施設がない場合 ～ケーブルテレビ施設のエリア拡大



- 新市町村内における地域格差の是正のための業務区域の拡張
 - 市町村合併の大きな課題である“地域の一体性”の醸成
 - 地域公共ネットワークとしての活用
- 【課題】 整備資金の調達

■すでにケーブル施設がある場合 ～ケーブルテレビ事業者の連携/一体化



- ケーブルテレビの一体的な運営
- 【課題】・連携/統合の形態/手法の選択
- ・経営形態の差異(自治体/民間)
 - ・料金/サービスの差異
 - ・財務内容/経営方針の差異
 - ・施設/伝送路の差異
 - ・補助対象施設の取り扱い

IV ケーブルテレビ事業者の動向

(1) 地上デジタル放送への対応

- ① ケーブルテレビ事業者における対応
- ② 共同受信施設の地上デジタル化への対応

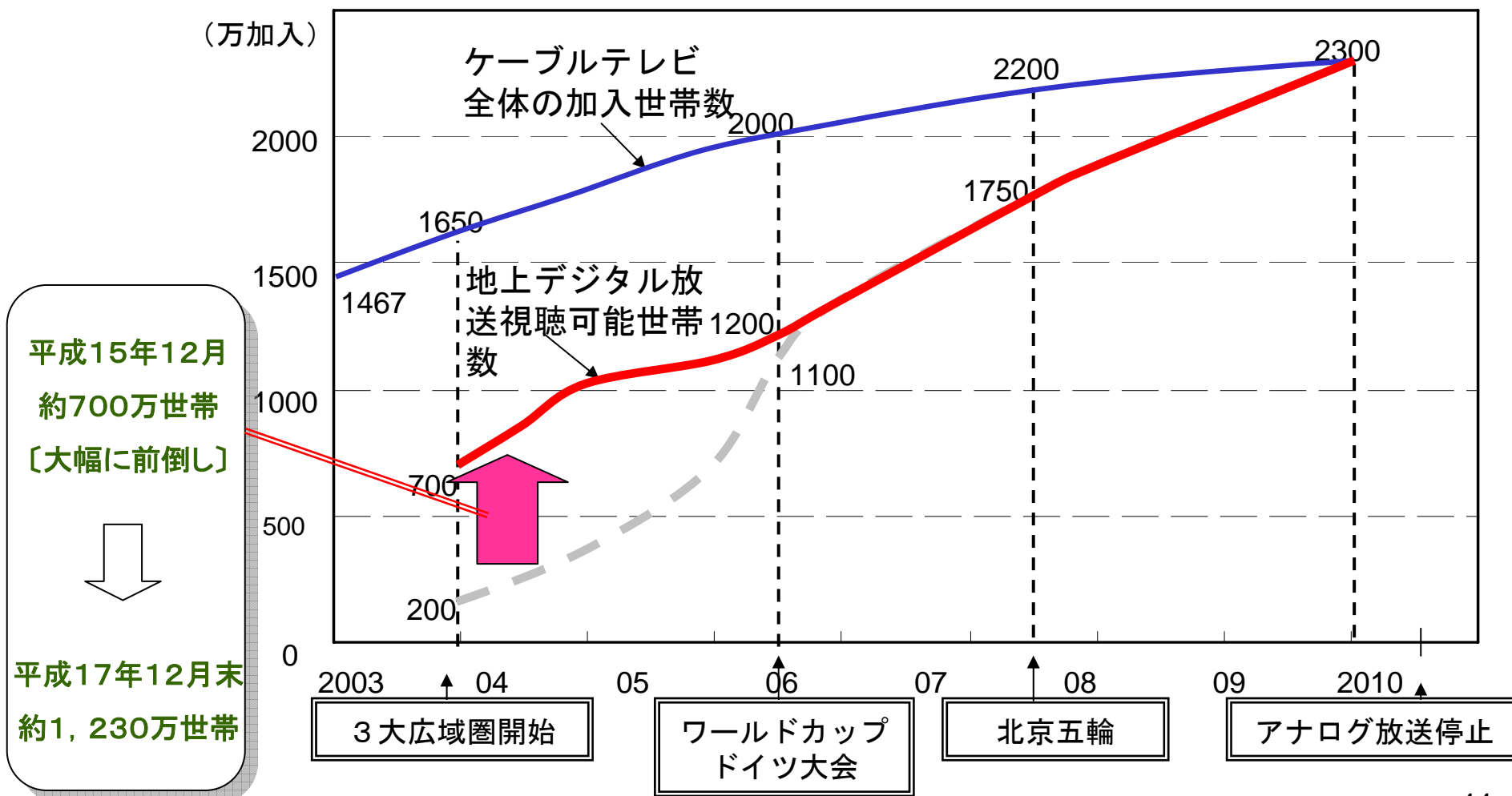
①ケーブルテレビ事業者における対応

～ 地上放送のデジタル化への対応 ～

○ 設定する普及目標(ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標)

・最終普及目標 2011年初頭までに全加入世帯(予測;最大約2300万世帯)

※ (社)日本ケーブルテレビ連盟「ケーブルテレビにおける円滑な地上デジタル放送の再送信に向けて」(2004年7月改訂)より



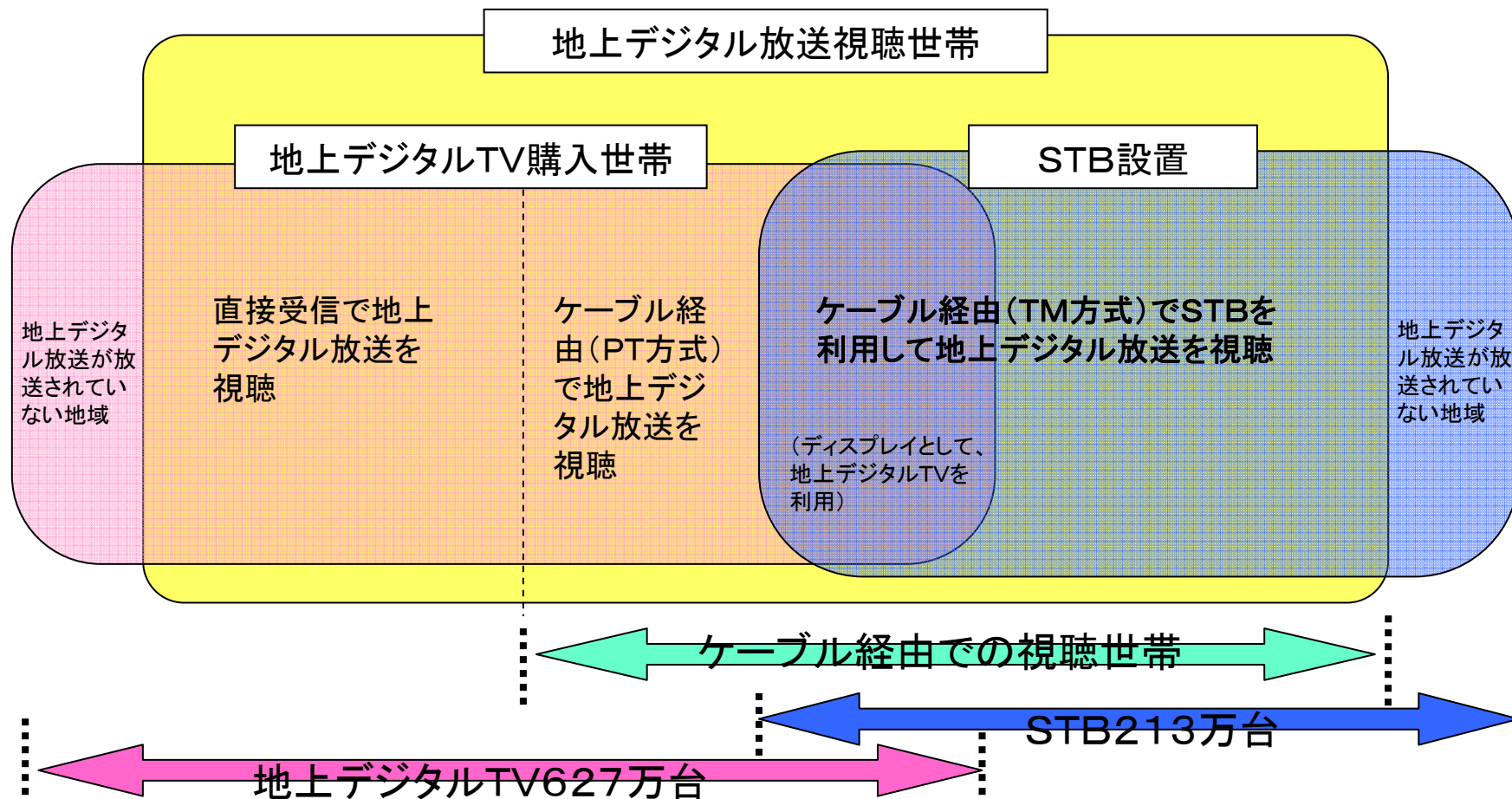
①ケーブルテレビ事業者における対応

～地上デジタル放送の視聴形態～

ケーブルテレビによる地上デジタル視聴世帯は、

STB使用（TM）だけで最大約213万世帯

（パススルー方式によるケーブル経由の視聴世帯数は不明）



注) 213万台にはデータ放送受信非対応のSTB約22万台を含む。

STBの数値はH17. 12月末(日本ケーブルラボ調べ)

地上デジタルTVはチューナ、デジタルレコーダを含む。数値はH17.

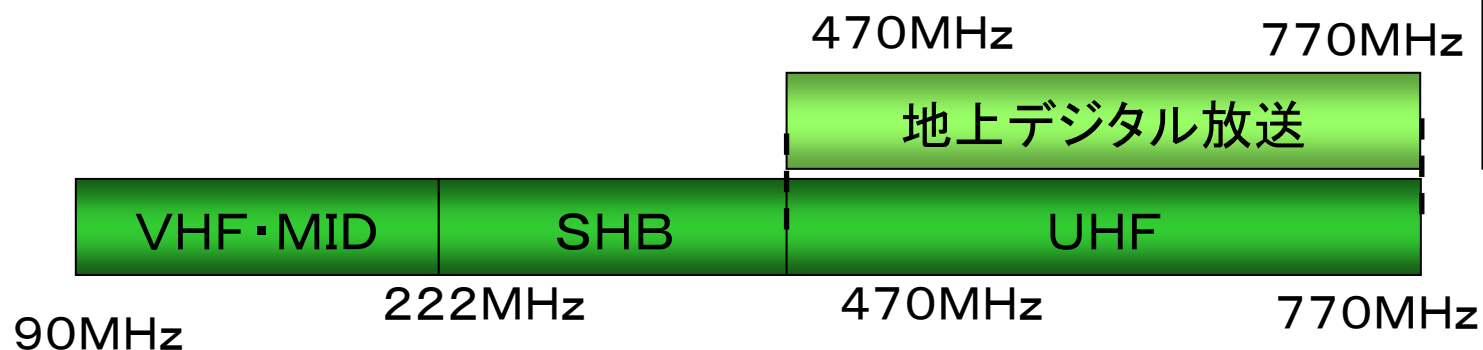
12月末(JEITA調べ)

②共同受信施設の地上デジタル化への対応

—実態と課題—

- **都市受信障害対策** (H17年3月 総務省調べ)
施設数 約 4.9万 / 利用世帯数 約 672万
- **辺地難視聴解消対策** (H17年3月 総務省調べ)
施設数 約 1.8万 / 利用世帯数 約 161万
- **集合住宅共同受信** (H16年NHK調べ)
施設数 約40万 / 利用世帯数 約 500万

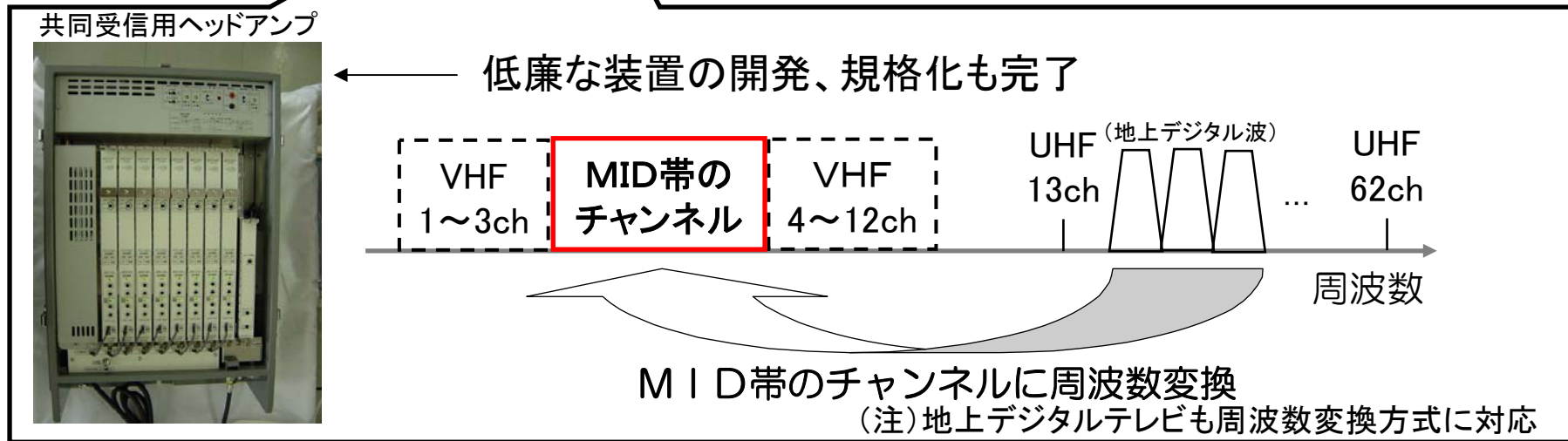
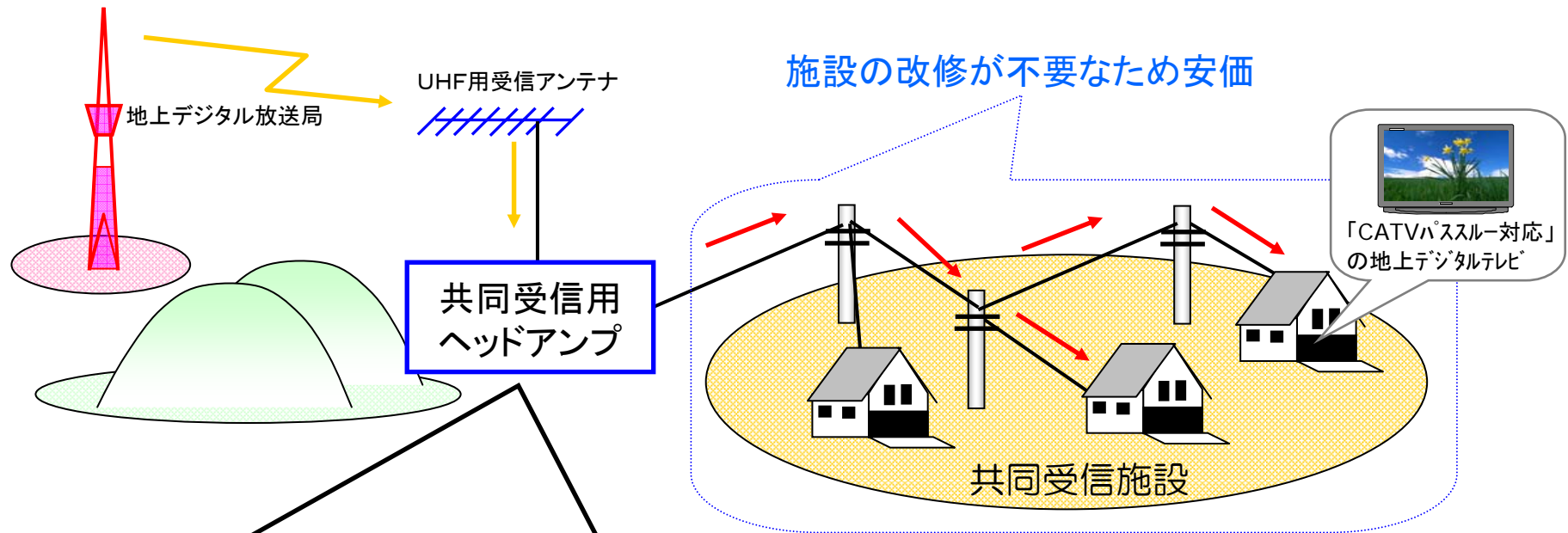
●地上デジタル放送の伝送帯域



施設の伝送帯域・空きチャンネルの状況・機器の周波数特性等から地上デジタル放送を直接伝送できない場合がある。

②共同受信施設の地上デジタル化への対応

～対応例：地上デジタル放送の周波数変換方式による伝送～



IV ケーブルテレビ事業者の動向

(2) ケーブルテレビ施設の高度化

ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化の現状

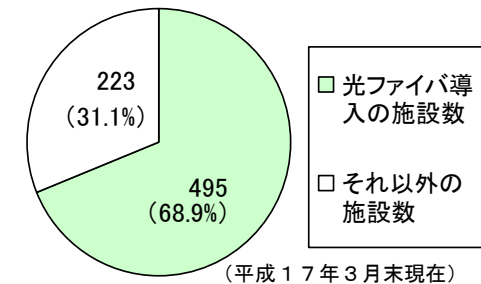
1. ケーブルテレビの幹線光化率

※ 事業者アンケートより

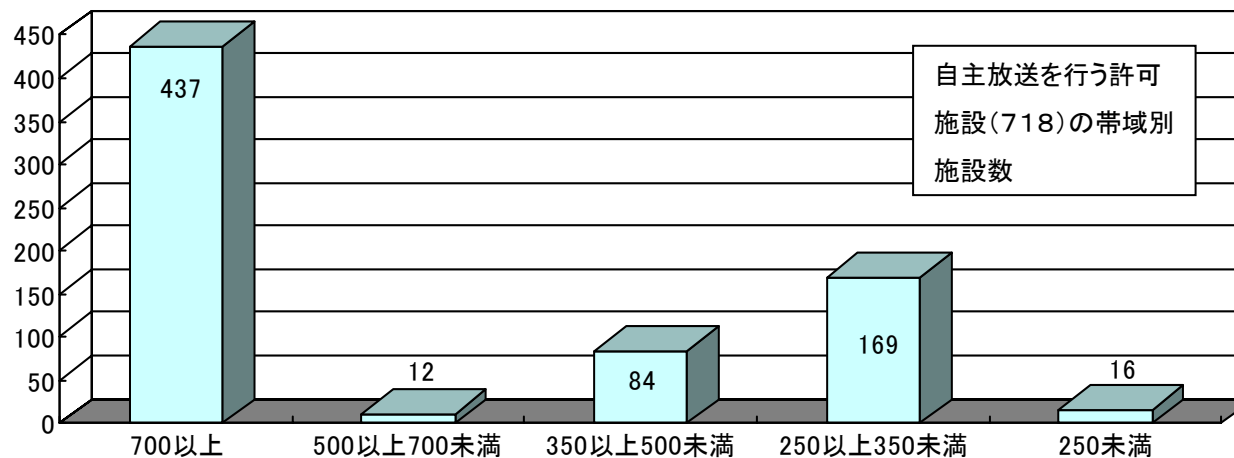
年度	13年度	14年度	15年度	16年度
幹線路 (単位: km)	128,397	145,987	155,866	164,755
光ファイバ	34,338	40,940	45,549	49,601
幹線光化率	26.7%	28.0%	29.2%	30.1%

2. 光ファイバ導入の現状

年度	13年度	14年度	15年度	16年度
光ファイバ導入の施設数	344 (51%)	433 (64%)	494 (67.5%)	495 (68.9%)
それ以外の施設数	332 (49%)	241 (36%)	238 (32.5%)	223 (31.1%)



3. 広帯域化の現状



ケーブルテレビ事業者のネットワークの現状

(501端子以上)

1 有線テレビジョン放送事業者	同軸方式	HFC方式	FTTH方式
	再送信及び自主放送を行う事業者	136	400
再送信のみを行う事業者	531	18	1

2 電気通信役務利用放送事業者	同軸方式	HFC方式	FTTH方式
	再送信及び自主放送を行う事業者	0	10
再送信のみを行う事業者	0	0	2
IPマルチキャスト方式により自主放送のみを行う事業者	0	0	4

注1: 同軸方式、HFC方式は、H17.6.30現在の事業者数。

注2: FTTHの事業者数は、H18.1.31現在の事業者数。

注3: HFC方式とFTTH方式を併用している事業者がある。

FTTHとHFCの高度化比較

	FTTH		HFC (注2)	(参考)	
	電気通信事業用 (IP放送) (注1)	ケーブルテレビ用		従来のHFC	電気通信事業用FTTH (通信利用) (注1)
TV伝送チャンネル数(HD品質)	1チャンネル程度 (注3)	デジタル有線テレビジョン放送方式(64QAM等)により、百チャンネル程度 (注4)		デジタル有線テレビジョン放送方式(64QAM等)により、百チャンネル程度 (注4)	—
インターネット提供 (上り回線) (注5)	最大100Mbps程度までの高速なサービスの提供が可能	最大100Mbps程度までの高速なサービスの提供が可能	小セル化(注6)やケーブルモデムの新技術(c.LINKやDOCSIS3.0)の導入によりFTTHと同程度のサービス可能(注7)	ケーブルモデムにより、1Mbps程度のサービス提供が可能	最大100Mbps程度までの高速なサービスの提供が可能
インターネット提供 (下り回線)	但し、IPで映像伝送を行うとインターネットの通信速度は、IP放送で使用する帯域の影響を大きく受ける。	放送の帯域と通信の帯域が独立しているため、放送の影響を受けずにサービス提供が可能		一般的には最大40Mbpsサービス(注6)	
				放送の帯域と通信の帯域が独立しているため、放送の影響を受けずにサービス提供が可能	
コスト	新規敷設の場合、負担が大きい		システムの向上のためのコストが小さい。	技術的に確立し、新規敷設では最も安価	新規敷設の場合、負担が大きい
その他	保守に係るコストは比較的小さい		既存施設の有効利用が可能であり、FTTH化も可能	保守コストは比較的大きい	保守に係るコストは比較的小さい

(注1) 電気通信事業用はBフレッツを想定

(注2) HFCにおいては、1つの光電変換増幅器に収容される加入者を分割(小セル化)することによって、映像伝送の高品質化とケーブルインターネットの高速化が可能。

(注3) NTTにおいては、交換局から1Gbpsの回線を32分岐し、加入者と接続しているため、1加入者あたりの伝送容量は、概ね30Mbps(≒1000Mbps/32)となっており、HDではMpeg2方式を使う場合、1チャンネル程度の番組伝送になる。

(注4) 770MHz対応の施設における無線周波数でのTV番組伝送の場合

(注5) インターネットの速度はベストエフォート。

(注6) 1つの光電変換増幅器あたりに収容される世帯数(300世帯程度。50世帯を切るネットワーク構成も可能。)でシェアされる。

(注7) C.LINKは、映像伝送で使用していない周波数帯域(800MHz帯)を使用し高速化するもの。また、DOCSIS3.0は、複数の空き周波数帯を束ねて高速化するシステムで、どちらも今夏までの導入が予定されている。

IV ケーブルテレビ事業者の動向

(3) 事業者連携の進展

ケーブルテレビのMSO化の現状

- MSO (Multiple System Operator) は、複数の地域の有線テレビジョン放送施設を所有・運営する統括運営会社。
- 平成5年の規制緩和により地元事業者要件が廃止されたことを背景として進展。
- 経営管理機能を有するほか、設備や番組の一括調達を行うなど、効率的な経営を行うことを目的とするもの。

◇主なMSOの概要

H18.2現在

	主要株主	ケーブル会社数	最近の動き
(株)ジュピターテレコム 北海道、関東、近畿、九州で事業展開	スミショウ/エルエムアイ・スーパー・メディア・エルエルシー(63%)、ステートストリートバンクアット・トラストカンパニー(6%)	20社	<ul style="list-style-type: none"> ・H17.12 関西マルチメディア(株)(ISP)の経営権を取得 ・H17.12 さくらケーブルテレビ(株)(東京都墨田区)への経営参画について基本協定書を締結 ・H17.11 六甲アイランドケーブルビジョン(株)(兵庫県神戸市)の経営権を取得 ・H17.10 (株)ケーブルテレビ神戸(兵庫県神戸市)の経営権を取得 ・H17.9 (株)小田急情報サービス(神奈川県川崎市)の全株式を取得
ケーブルウエスト(株) 大阪府で事業展開	松下電器産業(株)(56%)、(株)廣濟堂(9%)、(株)ジュピターテレコム(9%)、丸紅(株)(6%)	6社	<ul style="list-style-type: none"> ・H17.10 KDDI(株)と協業で固定電話サービスを開始 ・H16.12 関西ケーブルネット(株)(傘下5社)と大阪セントラルケーブルネットワークが合併して現在の形となる
ジャパンケーブルネット(株) 首都圏を中心に事業展開	ジャパンケーブルネットホールディングス(株)(71%) (※持株会社の主要株主) 富士通(株)(28%)、セコム(株)(26%)、東京電力(23%) (株)、丸紅(23%) (株)	14社	<ul style="list-style-type: none"> ・H18.2 KDDI(株)が、ジャパンケーブルネットホールディングス(株)、ジャパンケーブルネット(株)の株式取得を発表 ・H18.1 マイテレビ(株)(東京都立川市等)の経営権を取得 ・H17.12 KDDI(株)と協業で固定電話サービスを開始 ・H17.4 (株)コアラテレビ(千葉県松戸市)の経営権を取得

ケーブルテレビの事業者間連携

地域の複数のケーブルテレビ事業者が、ネットワーク接続して、デジタルヘッドエンドの共同利用やローカルコンテンツの相互活用等を進める動きも活発化。

広域連携

地域において隣接する事業者が、ネットワークを整備し連携

- (例) **富山県** 富山県ケーブルテレビ協議会参加17事業者が、「いきいきネット富山」のネットワークを整備し、デジタルヘッドエンドを共用、番組交換、IP電話事業、県議会生中継を実施
- 三重県** 県内9事業者がCATV網を相互接続することにより、高速大容量のネットワークを整備し、デジタルヘッドエンドの共用・インターネットサービスを実施

県の整備する広域ネットワークを利用した連携

- (例) **佐賀県** NetComさが推進協議会参加10事業者が、県の整備した光ファイバ網を利用し、インターネットサービス、ローカルコンテンツの提供、デジタルヘッドエンドの共用を実施
- 大分県** 「豊の国ハイパーネットワーク」を活用し、デジタルヘッドエンドの共同利用、ローカルコンテンツの提供、IP電話事業を計画

デジタルヘッドエンドの共用・共同事業の展開

- (例) **日本デジタル配信(株)(JDS)**
電鉄会社等が中心となり、デジタルヘッドエンドの共用・デジタルコンテンツの大規模な配信等を実施、関東圏20社
- (株)東海デジタルネットワークセンター(TDNC)**
ケーブルテレビ事業者が中心となり、デジタルヘッドエンド共用、IP電話事業等の共同事業を実施、東海圏18社
- (株)東京デジタルネットワーク(TDN)**
東京・千葉・埼玉の12事業者が、デジタルヘッドエンドの共用、ローカルコンテンツの相互活用、放送機器・番組の共同購入等を実施

IV ケーブルテレビ事業者の動向

(4) 地域や自治体との連携

地域や自治体との連携

自主放送番組の活用: 中海テレビ放送の事例(鳥取県)

◇自主制作放送4チャンネル

- 「地域密着のニュース専門番組」、「文字情報番組」
- 「地域情報・バラエティ」、「パブリック・アクセス・チャンネル」

◇パブリックアクセスチャンネル

- ～平成4年11月より開始(国内初の取組)～
- ・130本／年を放送
- ・内容は、地域の行事・イベントから合併問題、環境問題など地域が抱える問題を取り上げるもの

公共サービスの提供: ケーブルテレビ八尾の事例(富山県)

◇農村在宅健康管理支援システム

- ・在宅健康管理支援システム
(血圧・脈拍・体温・体重→健康管理センター)
- ・在宅療養支援システム(上記+心電図)
- ・緊急通報システム(在宅アダプタor緊急ペンダント)

◇消融雪施設集中管理システム(監視、遠隔操作)

- ・リアルタイムで状況把握。迅速な管理と運転が可能に
- ・通信料の節減

◇河川水位情報放送システム

◇簡易水道遠方監視システム

◇音声告知システム

◇地すべり監視システム

◇農業気象情報放送システム

他メディアとの連携: キャッチネットワークの事例(愛知県)

◇コミュニティFM局の設立

- ・平成14年5月、碧南市等5市の要請を受け、キャッチが筆頭株主となり、エフエムキャッチを設立し、翌年1月から放送開始

◇連携の効果

- ・未加入の住民にも情報発信可能～行政の信頼を得ることに成功。“ワンソース、マルチユース”で、メディアの特性を活かして、情報浸透力をアップ

◇災害分野への活用

- ・碧南市等5市とケーブルテレビ・コミュニティFMを含めた「災害時の放送に関する協定」
- ・6市3町と地震時の具体的な対応を検討
- ・4市3町と防災訓練を順次実施

IV ケーブルテレビ事業者の動向

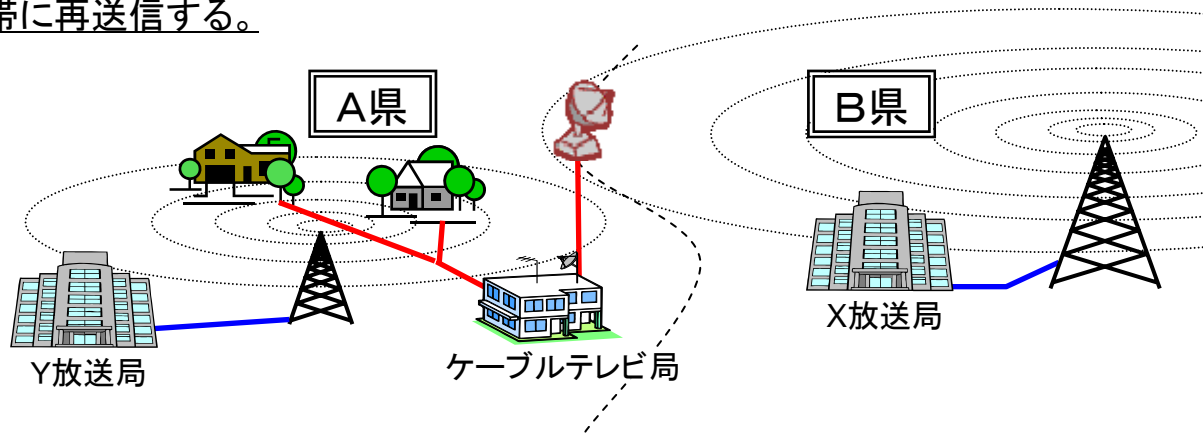
(5) 区域外再送信

区域外再送信の概要

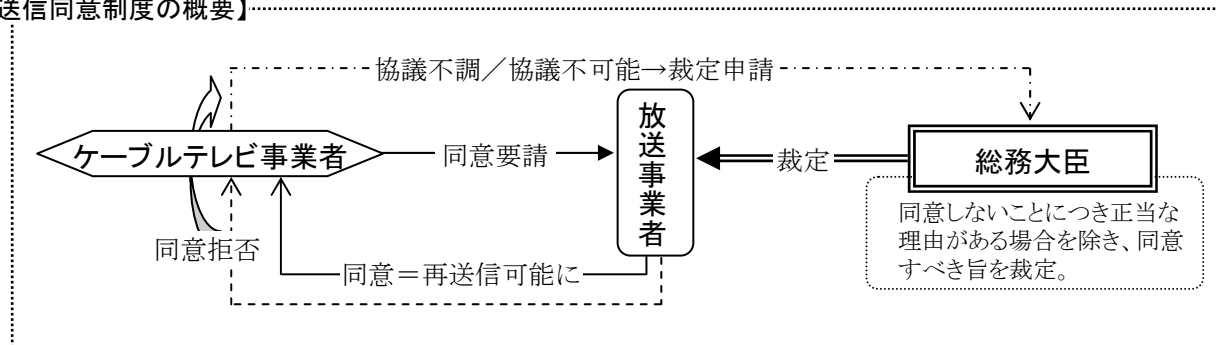
- 区域外再送信とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。
- 区域外再送信を行っているケーブルテレビ事業者数は、454事業者、区域外再送信されているチャンネル数は、のべ2000チャンネル程度。(総務省調べ)
- なお、放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)

◇区域外再送信のイメージ

: B県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してA県内の世帯に再送信する。



【再送信同意制度の概要】



区域外再送信の実例(地上民放局数が3局以下の地域の例)

都道府県	地上民放局数	ケーブルテレビ普及率 ^{注2}	区域外再送信の例			
			区域外再送信を行うケーブル局数 ^{注3}	主なケーブル局	業務区域	区域外再送信となる民放局
青森県	3(JNN,NNN,ANN)	11.5%	8	青森ケーブルテレビ(株)	青森市の一部	北海道文化放送(FNN)、テレビ北海道(TXN)
秋田県	3(NNN,FNN,ANN)	8.7%	1	(株)秋田ケーブルテレビ	秋田市	岩手放送(JNN)
山梨県	2(JNN,NNN)	81.7%	20	(株)日本ネットワークサービス	甲府市等	フジテレビ(FNN)、テレビ朝日(ANN)、テレビ東京(TXN)、テレビ神奈川(独立U)
富山県	3(JNN,NNN,FNN)	50.2%	18	(株)ケーブルテレビ富山	富山市等	北陸朝日放送(ANN)
福井県	2(NNN,FNN,ANN) ^{注1}	56.2%	14	福井ケーブルテレビ(株)	福井市等	北陸放送(JNN)、北陸朝日放送(ANN)
鳥取県	3(JNN,NNN,FNN)	41.6%	6	日本海ケーブルネットワーク(株)	鳥取市等	朝日放送(ANN)、瀬戸内海放送(ANN)、テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
島根県	3(JNN,NNN,FNN)	28.9%	9	山陰ケーブルビジョン(株)	松江市の一部等	朝日放送(ANN)、テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
山口県	3(JNN,NNN,ANN)	45.5%	23	山口ケーブルビジョン(株)	山口市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)
徳島県	1(NNN)	44.5%	17	ケーブルテレビ徳島(株)	徳島市	毎日放送(JNN)、読売テレビ(NNN)、関西テレビ(FNN)、朝日放送(ANN)、テレビ大阪(TXN)、サンテレビジョン(独立U)、テレビ和歌山(独立U)
高知県	3(JNN,NNN,FNN)	18.6%	4	高知ケーブルテレビ(株)	高知市等	テレビせとうち(TXN)、サンテレビジョン(独立U)
佐賀県	1(FNN)	42.8%	20	佐賀シティビジョン(株)	佐賀市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)、熊本放送(JNN)
大分県	3(JNN,NNN,FNN,ANN) ^{注1}	45.4%	24	CTBメディア(株)	別府市等	RKB毎日放送(JNN)、福岡放送(NNN)、西日本放送(FNN)、九州朝日放送(ANN)、TVQ九州放送(TXN)、テレビ愛媛(FNN)
宮崎県	2(JNN,NNN,FNN,ANN) ^{注1}	30.2%	2	宮崎ケーブルテレビ(株)	宮崎市等	福岡放送(NNN)、九州朝日放送(ANN)
沖縄県	3(JNN,FNN,ANN)	17.9%	0	—	—	—

注1:クロスネット局によるものを含むため、局数とネットワーク数に差があるもの。

注2:普及率:都道府県別自主放送を行う許可施設の加入世帯数(H17.3末)を、住民基本台帳(H16.3末)に基づく都道府県別世帯数で除した数値(出典:平成17年情報通信白書)

注3:総務省把握分の数値。

有線テレビジョン放送法における再送信同意制度と裁定制度

再送信同意制度

有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等の同意を得なければ、その放送を受信し、再送信することができない。（有テレ法第13条第2項）

裁定制度

再送信同意について協議が調わなかった場合、有線テレビジョン放送事業者は、総務大臣の裁定を求めることができる。（有テレ法第13条第3項）

総務大臣は、再送信に係る同意をしないことにつき、正当な理由がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする。（有テレ法第13条第5項）

◆「正当な理由」とは、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという再送信同意制度の趣旨に適うものとして、次のような場合にそれが認められることとされている。

《第104回国会衆議院逡信委員会（昭和61年4月23日）で表明》

- ①放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ②放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- ③放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ケーブルテレビの施設が確実に設置できるという見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるとされる場合
- ⑤ケーブルテレビの受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合

※著作権との関係について《第104回国会参議院逡信委員会（昭和61年5月13日）文化庁文化部著作権課長答弁》

「有線テレビジョン放送で認められております同意の制度と、それから著作権法で規定しております著作隣接権制度というのは全く別個の制度、権利でございます。したがって、理論上は著作隣接権は著作隣接権として許諾権でございますからノーと言うことは可能でございますけれども、ご承知のとおり著作権あるいは著作隣接権というのは、権利者の権利を保護すると同時に、これは文化的所産でございますので国民の多くの方々にご利用していただくということによって初めて重要な意味をもつ。したがって、公正な利用ということについてもその法律の趣旨の中にはあるわけでございます。」

過去の裁定の概要

	S62の事例	H5の事例
関係CATV事業者	山陰ケーブルビジョン(島根県松江市)(甲)	高知ケーブルテレビ(高知県高知市)(甲)
関係放送事業者	サンテレビジョン(兵庫県神戸市)(乙)	テレビせとうち(岡山県岡山市)(乙)
両地域の関係	隣接しておらず	隣接しておらず
概 要	<p>① 甲は、事業の開始に伴い、銀行からの融資条件である再送信に区域外波を繰り入れる必要から、また、地元の区域外波視聴に関するニーズに応えるため、S59.1、乙に対し、乙のテレビジョン放送の再送信につき同意を求めたが、区域外での再送信であることから、本件区域外再送信に関して島根県内の民放事業者(地元民放事業者)の合意を取得するよう言われた。</p> <p>② 甲は、地元同意を得るため、地元民放事業者と協議を重ねたものの、進展は見られなかった。また、一方では、郵政省(電気通信監理局)においても、関係者からの事情聴取、斡旋等を行い、当事者間の交渉促進に努めたものの、これも不調に終わった。</p> <p>③ 甲は、以上の経緯をふまつつも乙に対する同意を求めたものの、乙は地元民放事業者の合意がない状況では甲の再送信には同意できない旨表明。</p> <p>④ 以上のことから、甲はS62.6fに、郵政大臣あて裁定の申請を行った。</p>	<p>① 甲は、高知県が民放2波地域であり、従来から地元民に情報に対する過疎感が強く、県外民放波の視聴希望が多いことから、情報格差の解消や地域活性化のために区域外再送信を行うこととし、H2.6、乙に対し、乙のテレビジョン放送の再送信につき同意を求めたが、乙は区域外での再送信であることから、本件区域外再送信に関して高知県内の民放事業者(地元民放事業者)の合意が必要である旨主張。</p> <p>② 甲は、地元民放事業者に対して地元合意を求めたものの、経営上の問題を理由に合意を拒否。一方、郵政省(電気通信監理局)においても、当事者間の自主的解決を基本としつつも、必要に応じて助言、指導、斡旋等を行ったがこれも不調。</p> <p>③ 以上の経緯から、甲としてもこれ以上の自体の進展が望めないとして、H5.2に郵政大臣あて裁定の申請を行った。</p>
裁 定	<p>裁定にあたり、乙側から、地元民放事業者権益の侵害、チャンネルプランの形骸化、自社営業への影響などの理由から同意できない旨の意見が出されたが、郵政省としては、これら理由は再送信に同意できない正当な理由には該当しないと判断し、S62.7fに電気通信審議会あて乙は再送信に同意すべき旨の裁定案を諮問し、同審議会から適当である旨の答申を受けた。</p>	<p>郵政省としては、上記申請に基づき、直接当事者たる乙に対して同意を与えないことの理由を聴取するとともに、同意を与えない理由にある地元民放事業者にも参考として理由を聴取した。その結果、乙は地元民放事業者の合意がないことを理由としており、また、地元民放事業者は経営上の影響を理由としていたが、いずれも同意をしないことの正当な理由に該当しないものであると判断された。このため、甲からの申請どおり乙は再送信に同意すべき旨の裁定案をH5.6fに電気通信審議会あて諮問し、同審議会から適当である旨の答申を得た。</p>